

# 平成20年第1回与論町議会定例会会議録

## 目 次

### 第1日（3月12日）

1. 開 会	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 諸般の報告	5
1. 日程第4 町長の施政方針説明	6
1. 日程第5 議案第2号	17
1. 日程第6 議案第3号	24
1. 日程第7 議案第4号	32
1. 日程第8 議案第5号	33
1. 日程第9 議案第6号	37
1. 日程第10 議案第7号	38
1. 日程第11 議案第8号	39
1. 日程第12 議案第9号	40
1. 日程第13 認定第10号	41
1. 日程第14 認定第11号	42
1. 日程第15 認定第12号	44
1. 日程第16 認定第13号	45
1. 日程第17 認定第14号	46
1. 日程第18 認定第15号	47
1. 日程第19 認定第16号	48
1. 日程第20 認定第17号	49
1. 日程第21 認定第18号	59
1. 日程第22 認定第19号	60
1. 日程第23 認定第20号	61
1. 日程第24 認定第21号	62
1. 日程第25 認定第22号	63
1. 日程第26 認定第23号	64
1. 日程第27 認定第24号	65

1.	日程第28	認定第25号	65
1.	日程第29	認定第26号	66
1.	日程第30	認定第27号	66
1.	日程第31	認定第28号	67
1.	日程第32	特別委員会設置及び委員の選任について	68

## 第2日（3月18日）

1.	日程第1	一般質問	
		喜山 康三君	72
		福地 元一郎君	91
		麓 才良君	98

## 第3日（3月21日）

1.	日程第1	所管事務調査報告	
		総務厚生常任委員長	111
		文教経済常任委員長	113
1.	日程第2	議案第21号（一般会計）予算審査特別委員長	116
		議案第22号（国保（直診勘定））予算審査特別委員長	116
		議案第23号（と畜場）予算審査特別委員長	116
		議案第24号（老人保健）予算審査特別委員長	117
		議案第25号（農業集落排水）予算審査特別委員長	117
		議案第26号（介護保険）予算審査特別委員長	117
		議案第27号（後期医療）予算審査特別委員長	118
		議案第28号（水道）予算審査特別委員長	118
1.	日程第3	陳情第23号	119
1.	日程第4	閉会中の継続審査、調査申し出について	120
		閉会	121

## 平成20年 第1回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
3	12	水	本会議(開会)
	13	木	予算審査特別委員会
	14	金	予算審査特別委員会・常任委員会
	15	土	休会
	16	日	休会
	17	月	休会
	18	火	本会議(一般質問)
	19	水	休会
	20	木	休会
	21	金	与論町議会議員定数等調査特別委員会・本会議(閉会)

# 平成 20 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 20 年 3 月 12 日

# 平成20年第1回与論町議会定例会会議録

## 平成20年3月12日（水曜日）午前9時20分開会

### 1. 議事日程（第1号）

#### 開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 町長の施政方針説明
- 第5 議案第 2号 与論町立認定こども園の運営に関する条例制定の件
- 第6 議案第 3号 与論町後期高齢者医療に関する条例制定の件
- 第7 議案第 4号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例制定の件
- 第8 議案第 5号 ユンヌフトウバの日に関する条例制定の件
- 第9 議案第 6号 与論町国民健康保険直営診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第10 議案第 7号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 与論町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 与論町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第14号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第15号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第16号 職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第17号 平成19年度与論町一般会計補正予算（第6号）
- 第21 議案第18号 平成19年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第19号 平成19年度与論町老人保健特別会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第20号 平成19年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第21号 平成20年度与論町一般会計予算
- 第25 議案第22号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計予算

- 第26 議案第23号 平成20年度与論町と畜場特別会計予算  
第27 議案第24号 平成20年度与論町老人保健特別会計予算  
第28 議案第25号 平成20年度与論町農業集落排水事業特別会計予算  
第29 議案第26号 平成20年度与論町介護保険特別会計予算  
第30 議案第27号 平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計予算  
第31 議案第28号 平成20年度与論町水道事業会計予算  
第32 特別委員会設置及び委員の選任について

2. 出席議員 (11名)

1番 供利泰伸君	2番 福地元一郎君
3番 喜山康三君	4番 本畠敏雄君
5番 坂元克英君	6番 大田英勝君
7番 酒匂展秀君	8番
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 喜村政吉君	12番 町田末吉君

3. 欠席議員 (0名) 欠員 (1名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名 (15名)

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計課長 松井村悦君
税務課長 沖吉明君	町民福祉課長 沖野一雄君
清掃センター所長 杉田惣孝君	産業振興課長 池田一郎君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 岩村安峰君
朝戸保育所所長 林健君	茶花保育所所長 岩山秀子君
那間保育所所長 町壽江君	

5. 職務のため出席した事務局職員 (2名)

事務局長 岩村中里君 書記 林孝徳君

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。ただいまから平成20年第1回与論町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、供利泰伸君、及び7番、酒匂展秀君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月21日までの10日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、次は諸般の報告であります。

報告事項につきましては、印刷して配布してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出された陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。事務局長。

○事務局長（岩村中里君） この際、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、平成20年1月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたのでその写しを配布してあります。

次に平成19年第4回定例会において採択されました「教科書検定に関する意見書」、「奄美航路の鹿児島本港区北ふ頭移転計画の推進に関する決議」、並びに平成20年第1回臨時会において採択されました「道路特定財源の確保に関する意見書」については、内閣総理大臣他関係機関へそれぞれ提出しております。

次に、閉会中における町外出張活動の状況は以下のとおりであります。お目通しを願います。

次に議会だよりにつきましては、広報委員の皆様が編集作業に徹していただき、第85号、86号を印刷配布してありますが、ご協力いただきました全議員の皆様に感謝申し上げ、報告といたします。

○議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

—————○—————

#### 日程第4 町長の施政方針説明

○議長（町田末吉君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

平成20年第1回与論町議会定例会の開会にあたりまして、町政運営についての所信を明らかにいたしますとともに、平成20年度予算の概要及び主要施策のご説明を申し上げます。

1、町政運営の所信。国の平成20年度予算は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、歳出改革路線を強化するものとなっております。

このため、国や県の歳出予算と歩を一にして、歳出の見直しを行いながら、引き続き行財政改革を推進し、効率的で持続可能な財政の健全化に取り組んでまいります。

このような方針を踏まえ、平成20年度は「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」の実現に向け、第4次与論町総合振興計画第3期実施計画の初年度に当たり、「オンリーワンの人づくり」、「オンリーワンの産業づくり」、「オンリーワンのまちづくり」の3つの島づくりの方向性に沿って、基本計画に示した各種の施策や事業を実施するとともに、6つの戦略プロジェクトを積極的かつ着実に推進してまいります。

2、予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要。はじめに、平成20年度の予算編成の大綱について申し上げます。

1、国の予算について。

冒頭で述べた国の平成20年度予算及び財政融資計画は次のような基本的考え方により編成されております。

（1）「行革推進法」に基づいて、行政のスリム化・効率化の徹底を図るとともに、総人件費改革や特別会計改革、資産・債権改革等による予算への適正反映

（2）新規国債の縮減

（3）「公共事業関係費」の投資的経費（単独）の総額を前年度予算額の3%減額

（4）国民負担軽減のための税制改革

（5）地方財政対策として

①社会保障関係の国庫補助事業等の歳出の自然増がある中で、基本方針2006及び基本方針2007に則り、引き続き地方歳出の抑制に努めつつ、地方再生対策費など必要な歳出を計上する。

②財源不足の補てんとして平成20年度においては、交付税特別会計借入金の償還を平成22年度以降に繰り延べることとした上で、なお生ずる財源不足については、財源対策債の発行や臨時財政対策債の発行、地方特例交付金、地方交付税の増額による補てん措置を講ずる。

③地方交付税の総額は対前年度当初見込額比1.3%増となっている中で、平成20年度の普通交付税の算定については、地方税の偏在是正により生じる財源を確保して地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」4,000億円を創設する。地方税の偏在是正の効果が生じるまでの間は、臨時財政対策債の発行により「地方再生対策費」の財源を確保する。

④平成20年度の地方債については、公債費負担軽減対策として、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、公営企業借換債と合わせて5兆円程度の年利5%以上の公的資金の補償金免除繰上償還等を実施する。

2、県の財政について。

県の財政は依然厳しい状況に変わりはなく、このため「基本計画2006及び基本方針2007」に則り、国の歳出予算と歩を一にして、歳出を見直すこととし、県財政計画の規模の抑制に努め、財源不足の圧縮を図ることとなっています。

3、本町の予算について。

以上の国県の予算の動向を踏まえ、本町の平成20年度当初予算編成に当たっては、歳入の50%以上を占める地方交付税の新しい基準による算定（いわゆる新型交付税）や「地方再生対策費」の創設による地方交付税の算定を参考にしながら、従来にもまして事務事業や町単独補助事業及び諸手当の見直し、並びに、人件費や物件費等の削減を行い、歳出経費の節減に努めるとともに第4次与論町総合振興計画（第3期実施計画）に基づき、各種事業の着実な推進を図るべく効率的な施策の展開を基本とした予算編成を行ったところであります。

次に、平成20年度歳入歳出予算の概要について申し上げます。

1、歳入予算について。

町税につきましては、前年度の実績を踏まえ、2億9,353万円を計上してあります。地方交付税については、大綱で申し上げた動向等を参考に18億円を計上

してありますが、この内普通交付税については、前年度当初予算額に対し、約1.8%の増に当たる17億円を計上し、特別交付税については、前年度当初予算額と同額の1億円を計上しております。また、国庫支出金については、地域イントラネット基盤整備事業補助金等の増が見込まれるため前年度当初予算額に対し、約85.8%の増に当たる4億7,105万5,000円を計上しております。町債については、5億540万円を計上しておりますが、この内臨時財政対策債の計上額は、1億円となっております。使用料、手数料及びその他の収入については、それぞれ従来の実績等を考慮し、見込み得る額を計上しております。なお、予算編成を通して生じた財源不足額については、財政調整基金から2億8,800万円を取り崩し、対応することとしております。

## 2、歳出予算について。

歳出予算については、予算編成の大綱で申し上げたことを基に平成20年度一般会計当初予算規模は、37億7,074万7,000円となり、対前年度比約7.8%の増となっております。また、特別会計の予算規模は14億8,066万5,000円、水道事業会計は、1億7,822万4,000円となっております。

## 3、町政の推進体制。

町政の推進体制に関する主な事項として、次のことに取り組んでまいります。

### 1、行政改革について。

- (1) 組織・機構改革として、認定こども園（与論・那間）の設置
- (2) 定員管理の適正化として、6人退職2人採用により4人減
- (3) 学校用務員を平成21年度までに臨時職員で対応
- (4) 戸籍事務の電算化（平成19年度～平成20年度）について  
①コンピュータ化による戸籍を巡る自動審査機能の向上  
②戸籍に関する各種証明・発行事務の迅速化  
③戸籍関係データの滅失防止、データ保存機能の向上

### 2、財政改革について。

予算編成の大綱で申し上げたとおり、歳入の的確な把握に努めるとともに事務事業等の精査を行い、人件費・物件費の削減を引き続き行うとともに、税収確保のため徴収率向上に更なる努力を重ねてまいります。

### 3、住民参画の体制強化について。

週報やホームページ等の情報公開による意見聴集や意見反映に努めるとともに、各種委員会やまちづくり懇談会等で幅広く町民のご意見を拝聴してまいります。

### 4、主要施策。

第1、「オンリーワンの島づくり」戦略プロジェクト。

「オンリーワンの島づくり」戦略プロジェクトとして、次の6つのプロジェクトを推進してまいります。

1、「島を支える頭脳集団づくりプラン」について。

(1) 情報化推進、環境保全・再生、特産品開発、方言・文化、心の健康推進、まちづくり塾等のまちづくり委員会の活動支援

(2) まちづくり全般についての鹿児島大学与論活性化センター等の学術機関や地元NPO法人との連携

(3) 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）と連携した起業家の育成

(4) 各種情報収集による新規事業の積極的な開拓

2、「生きた博物館構築プラン」について。

(1) ツアーガイド育成事業や奄美ミュージアム推進事業等との連携による、与論の自然、伝統文化等の案内のできるインストラクターの養成

(2) 本町公式ホームページのリニューアル及び町内各種団体ホームページとの連携による情報の発信

3、「ヨロンブランド創造プラン」について。

(1) 特産品開発人材育成事業と連携した起業家の育成

(2) 各種助成制度やアドバイザーリスト制度の積極的な活用

(3) ADSLサービスを活用した与論島ネットショップの開設

4、「情報の島づくりプラン」について。

(1) SOHO企業化人材育成事業と連携した起業家の育成

(2) ADSLサービスを活用したソフト産業等の誘致推進

(3) 光ファイバーサービスの早期提供のための地域インターネット基盤整備事業の導入

(4) 情報教育の推進

5、「ゆんぬふれあい交流プラン」について。

(1) 観光産業振興に伴う人材育成支援事業やタラソテラピーインストラクター人材育成事業等と連携した観光産業に携わる人材の育成

(2) 与論町グリーン・ツーリズム推進協議会との連携による体験型観光の推進

(3) ニューヨロンピア計画で提言された交流プランの推進と、NPO法人ふるさと回帰支援センター等の関係団体との連携の推進

(4) 地元におけるパスポート発給業務の実施により増加したパスポート保持者の国際交流の支援

6、「環境の島づくりプラン」について。

(1) 町環境総合計画の着実な推進

（2）世界自然遺産登録を視野に入れた、諸関係機関との連携による各種取り組みの推進

（3）温室効果ガスの排出量の削減に関する実行計画策定の検討

（4）大学、各種研究機関及び地元団体等との連携によるヨロンの海再生プロジェクトの推進

（5）町内各種団体等と連携した環境学習の推進

（6）省エネ意識の啓発のためのノーマイカーデーの検討

第2、オンリーワンのひとつくり。

1、教育文化。

教育行政については、本県教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かな人づくり」及び本町の基本理念である「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」を進めるため、「誠の島」とうたわれてきたこの島の良い伝統と、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と讃えられる美しい風土の中で、生涯学習の観点に立ち、進んで意見を述べ、事をねばり強く遂行するなどの「誠」の持つ積極性と、主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かでたくましく生きる誠実な町民の育成を目指して、学校教育・家庭教育・社会教育の各部門で、それぞれ次のように教育行政を進めてまいります。[「町長、水を一杯飲んでから続けてください。」と呼ぶ者あり]ありがとうございます。

続けます。

（1）学校教育に関して

①長年の念願であった幼保一元化の願いが叶い、いよいよ新年度から「与論こども園」と「那間こども園」のスタートにこぎ着けました。これで0歳児から就学前までの一貫した幼児教育が可能となり、文字通り本町が目指してきた0歳児からの「幼小中高一貫教育」の更なる充実が、期待できるようになった。

②まず、こども園においては、0歳児からの読み聞かせに加えて、5歳児に対する古典の暗唱等により本好きな子に育て、小学校入学までにどの子も、絵本がすらすら読めるようにする。

③小学校においては、読み書き算に加えて、各教科の基礎基本を繰り返し定着させて進級・卒業させる。

④中学校においては、中学生としての基礎基本の定着に加えて、小学校時代から育ってきた将来の夢を更に練り上げて、明確な目的意識を持って高校に進学させる。

⑤高校においては、一人ひとりの夢実現に向けて、確かな進路保障の指導をしていただき、それぞれの夢実現に向けて大きく羽ばたかせる。

⑥与論小学校の新築校舎は、平成20年の8月完成予定であります。

（2）家庭教育について

①「教育の原点は家庭教育にある」ことを認識させ、幼小中高一貫教育実現のため、各期における発達課題の確実な定着

②「学年×15分間」（小1～3年生は60分間）の宅習（復習・予習・読書）の習慣化

③PTA・家庭教育学級・教育県民週間等への、保護者や地域移住民の参加促進

④毎月23日の「子ども読書の日」の趣旨を踏まえた親子読書や、読み聞かせ・自由読書の促進

（3）社会教育について

①島はである誠の具現化として、小中高一般による「場に応じたあいさつ」の励行

②各自治公民館の「農地・水・環境保全対策事業」と連動させ、町民一斉清掃の徹底と花いっぱい運動の更なる充実

③各自治公民館ごとに、第2土曜日を中心に「○○土曜塾」の開設

④昨年3月に発足した「ヨロン島スポーツクラブ」の一層の充実による、町民の健康増進と競技力向上の推進

（4）日本マルコ株式会社等の企業進出により、与論中学校・与論高校の6クラス維持がほぼ可能となり、11年後からの与論高校各学年1クラス定員40人に満たない状況による、自然消滅は免れる見通しがたった。あとは、与論中学校・与論高校各6クラス体制の中で、いかに中高一貫教育を充実させるかである。そのためには、従来の「連携型中高一貫教育校」から、何としても「併設型中高一貫校」に発展させ、各教科・領域の専門教職員の自由な相互乗り入れによる、進路保障の指導の充実が必要である。何とか、近年中にその筋道を付けてまいりたい。

## 2、保健・福祉・医療

町民の日々の健康や暮らし、福祉・医療サービスの向上を図るため、主に次のこと取り組んでまいります。

（1）「健康よろん21」の具現化について

①町民の健康づくりに関するビジョン「健康よろん21」に基づき、健康寿命の延伸や早世（早死）の減少、ひいては生活の質の向上に繋げる施策・事業の実施

②あまみ長寿・子宝プロジェクトの継続実施（百寿のまちづくり50人委員会事業、D u K u S a（健康という意味であります）祭りの開催、長寿食レシピ集や薬草料理メニューに基づく講習会、料理コンテストの開催等など）

（2）母子保健について

- ①町出産支援条例（平成17年度施行）に基づく、出産費用の助成。
- ②島外における妊婦健診・出産費用に対する県単独補助事業と連動した新たな公費支援制度の実施。
- ③県内及び沖縄県の医師会病院等が行う妊婦健康診査に対する公費助成を現行の4回から5回に拡充する。
- ④母親学級・両親学級の充実、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の充実
- ⑤感染症予防のための予防接種の接種率の向上。
- ⑥「8020運動」の推進による乳幼児から高齢者までの歯科保健対策事業の継続実施。

#### （3）児童福祉について

- ①就学前のこどもに幼児教育及び保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援も行う「認定こども園」制度の実施開始（与論幼稚園と朝戸保育所、そして那間幼稚園と那間保育所でございます）
- ②町次世代育成支援行動計画（平成17～26年度）に基づく、ゆとりある子育て環境の整備・支援。

#### （4）障害者福祉について

障害者計画及び障害者福祉計画に掲げるノーマライゼーション（障害の有無に関わらず、全ての人が平等に助け合う地域社会を目指す考え方、理念）の具現化に向けた施策事業の実施。

#### （5）高齢者福祉及び介護保険について

- ①老人クラブ等の運営活動の継続支援。
- ②敬老者に関わる施策事業の継続実施。
- ③独居老人等に対する支援の充実。
- ④介護給付費の適正化及び保険事業の運営健全化。
- ⑤地域包括支援センター及び介護予防拠点センターにおける高齢者等支援活動の強化（総合相談や介護予防事業、権利擁護事業等への取り組みなど）。

#### （6）国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度について

- ①医療費及び保険給付費の適正化を図るために、タラソテラピー等の地域資源を活用した健康づくり及び心の健康づくり等に力点を置いた医療費適正化事業や保健事業の実施。
- ②平成19年度に策定した「特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳以上の加入者を対象にした特定健康診査（糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の実施。
- ③現行の老人保健制度から後期高齢者（75歳以上）医療制度への移行実施。

## （7）火葬場の充実について

現行の1人に頼っている委託業務を見直し、職員による支援体制を構築することで火葬業務を充実させる。

### 第3 「オンリーワンの産業づくり」について

#### 1、農業生産基盤の整備

豊かで住みよい農村づくりを推進するため20年度も引き続き町民のご理解とご協力を得ながら効率的な農業生産を確保するため、次の農業生産基盤整備を推進してまいります。

（1）県営担い手育成型畠地帯総合整備事業として継続事業の那間・第二那間・第二真正・立花の4地区の整備

（2）中山間地帯総合整備事業による情報基盤施設整備と活性化センター及び農道整備

（3）県営担い手支援型畠地帯総合整備事業による麦屋地区の土層改良及び畠かん事業の整備

（4）農業用水の確保としてため池や畠かん施設の整備推進

（5）農地・水・環境保全向上活動支援事業の推進

#### 2、農業の振興

日本の農業を取り巻く環境は原油高による生産資材や輸送費の高騰、農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少や消費者の食の安全安心への関心の高まりなどから、国は食料、農業、農村基本計画を策定し、新たな施策が打ち出されました。こうした中にあって本町の農業振興については、国の施策方針に沿いながら、今後もさとうきびを基幹作物として位置づけ、肉用牛・輸送野菜、花卉・果樹を重点作目とする複合経営の一層の推進を図るため、次の事に取り組んでまいります。

（1）担い手農家の育成として

認定農業者や農業生産法人の育成、小規模経営農家の共同利用組織や集落協業組織への加入促進

（2）さとうきびの振興として

①依然として厳しい状況にある栽培面積及び生産量の減少の対策として、国県の増産プロジェクト推進事業による各種施策展開

（3）園芸の振興として

①果樹の生産拡大推進のため奄美農業創出支援事業によるビニールハウス等の施設の整備

②花卉生産農家団体への育苗センターの管理委託によるソリダコ・菊苗の供給

#### （4）畜産の振興として

畜産については、農家の生産意欲も高く飼養頭数が5,020頭と対前年比101.2%となっており、引き続き次の事業に取り組んでまいります。

- ①優良繁殖牛の保留及び導入・優良種牛の精液確保
- ②技術導入による低コスト・高品質飼養管理技術の確保
- ③資源リサイクル畜産環境整備事業による死亡獣畜焼却施設の整備

#### （5）環境保全型農業の推進として

- ①堆肥センターの良質堆肥を活用した環境保全型農業の推進
- ②有機認証農家やエコファーマーの育成

#### （6）耕地防風林の造成として

- ①防風林用苗木代の助成
- ②保安林改良事業の導入による島内周囲防風林の復旧

### 3、水産業の振興

水産業については、原油高による燃料費の高騰や漁価の低迷等、依然として厳しい状況の中、若い意欲的な後継者も多く、漁船の大型化・漁業技術の改善などの明るい展望がある中で、今年度も引き続き離島漁業再生支援交付金を活用した事業を実施し、漁家の経営安定を図ってまいります。主に次の事業に取り組みます。

#### （1）県単漁場施設整備事業による浮き漁礁の設置

### 4、商工観光業の振興

本町の商工観光業を取り巻く環境は、国内の株価の下落による経済の不安定や最近の度重なる原油価格の高騰、あるいは旅行者の身近な海外志向等さまざまな要因により、依然として厳しい状況にあります。こうした現状を踏まえながら、次の事に取り組み商工観光業の発展に努めてまいります。

#### （1）商工業の振興について

与論町中心街地活性化基本計画に基づく茶花市街地の活性化や交差点改良を始めとした道路事情の改善を図る。

#### （2）観光産業の振興について

##### ①誘客対策として

- （ア）航空船舶会社及び各旅行業者・観光連盟等関係機関への積極的なアプローチ及び緊密な連携の強化
  - （イ）各種イベント内容の充実
  - （ウ）各種メディア及びインターネットホームページ等内容の充実とそれを活用したPR活動による誘客の拡大
- （エ）ヨロンマラソン2009及びヨロン島ファン感謝祭の開催

- (オ) 体験学習型修学旅行の積極的な誘致
- (カ) グリーンツーリズムを活用した長期滞在型観光の推進
- ②受入態勢の充実として、食の地産地消及び体験型メニューの開発や環境美化（路傍植栽・花いっぱい運動等）の展開
- ③推進体制の充実として観光協会、関係機関及び各種団体等との連携や沖縄県北部地域等とのスポーツ・文化等の積極的な地域間交流の促進

#### 第4 オンリーワンのまちづくり

##### 1、消防防災・防犯・交通安全

消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 消防防災について
  - ①広報活動等、町民の防災意識の高揚の推進
  - ②消防団員の補充や訓練・消防機材整備等、消防防災体制の強化
  - ③自主防災組織の育成・支援
  - ④昨年度に続き防災無線の拡声子局の整備（本年度完了予定）であります。
  - ⑤消防団与論分団用消防車庫の建設
- (2) 防犯について
  - ①防犯灯の維持管理等
  - ②防犯協会や警察・ユンヌ安心パトロール隊との連携活動
- (3) 交通安全の推進について
  - ①警察及び交通安全協会等の関係機関と協力した各種啓発活動
  - ②ガードレールやカーブミラー設置等による交通環境の整備

##### 2、道路・交通

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

- (1) 町道について
  - ①兼母源手名線、宇勝叶線、宇和寺線、出毛線、小金畠線、臨港線の改良舗装整備
  - ②地方道路整備臨時交付金事業上田線の改良整備
  - ③既存砂利路線等の路面補修や路肩の雑草刈払作業等
- (2) 県道について

県と連携し、朝戸、東区、那間区間の拡張整備とともに、役場下交差点改良事業の新規着工や、茶花中央通り拡張整備の推進
- (3) 港湾について

県と連携し供利地区、茶花地区における運航船舶や旅行者、荷役業務等の安全で

円滑な利用がなされるよう、次の事業を推進してまいります。

①供利地区では岸壁面等の改良補修や、ウプラ岸壁への取付道路整備やダイビング利用等のための休憩施設の整備

②茶花地区では岸壁面等の改良補修と日除け施設の整備

#### （4）空港について

現滑走路長では燃料・旅客・貨物とも最大搭載での運航が難しいことや、安全性の向上の観点から、継続して国・県に対し滑走路の延進拡張整備を強く求めてまいります。

これまでも土地の問題や騒音の問題等、空港周辺関係の皆様方には格別のご高配をいただいているところでありますが、今後更なるご理解とご協力をお願いする次第であります。

### 3、住宅

宇和寺団地の老朽化に伴い次のことを進めてまいります。

（1）3号棟（8戸）の建設

（2）町営建設分と併行し県営住宅建設の要望を継続して行う。

（3）家賃未滞納と合理的収納事務の推進

### 4、水道事業

水道事業については、公営企業としての使命と責任を十分認識し、経営コストの削減に努め、町民生活に欠かせない生活用水の安定供給を図るため、次のことに取り組んでまいります。

（1）水質の安定として、浄水場の機能充実・各水源地の水質監視

（2）浄水場淡水化施設の運転コストの削減

（3）高い有効率の維持として、配水管流量監視システムの整備・漏水多発路線及び老朽管の布設替工事

（4）浄水場等運転管理、漏水探知業務・漏水修理等工事の地元業者への専門分野業務委託

（5）施設の管理体制の整備として、監視システムの整備・安全対策の実施

### 5、農業集落排水事業

集落排水事業については次のことに努めてまいります。

（1）施設の適正管理を行い環境汚染防止

（2）加入率の向上を図り生活環境の保全

### 6、環境保全

環境保全については、町環境総合計画に沿って次のことを推進してまいります。

（1）ごみ処理について

- ①適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発
- ②資源リサイクル品等の回収率の向上
- ③リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の「3R運動」の推進による循環型社会の形成

（2）し尿処理について

- ①合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業であります）の継続

以上、平成20年度の町政運営に当たりましては、申し上げました所信・予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要・町政運営の推進体制・主要施策の4項目に基づき、第4次与論町総合振興計画（第3期実施計画）の着実な推進に向けて全力を挙げ取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。終わります。

○議長（町田末吉君） 町長の施政方針は終わりました。ご苦労さんでした。

ここで、暫時休憩します。15分間。15分から再開しますので。町長に休養を。10時15分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時02分

再開 午前10時14分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第5 議案第2号 与論町立認定こども園の運営に関する条例制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第2号、与論町立認定こども園の運営に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（南 政吾君） 議案第2号、与論町立認定こども園の運営に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

これは、与論町の小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な推進を図り、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を図ることを目的に制定を行うものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（喜山康三君） この度認定こども園ということで、いろんな方々から、保護者の方々から、それに対する懸念についても聞いているわけですが、役場の方で保護者の方々からアンケート調査もされており、それに目を通したんですが、やはり幼児と就学前の子どもには歴然とした教育カリキュラムとか、その辺についても非常に年代に相応した教育をやってもらいたいと、それが心配だと。簡単な話が5歳児の子ども、6歳児の子どもが結局幼児化しないかと、それを非常に懸念されてる意見が最も多かったと思います。

それで私が尋ねたいのは、認定こども園の運営においてこの運営のあり方についてですね、保護者の方々、現場にいる先生方、行政、そして一般社会の方々の御意見を、この認定こども園の運営に反映させるための手立てとして、どのようなことを考えられているか、そのことについて伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） いま総合的に、大まかにと言いますか、お答えしたいと思います。また、細部にわたっては、一つ担当からまた申し上げたいと思います。

まず、確かにご父兄の方の一番の心配事は、幼稚園から保育園という形になるんじゃないかということで、その内容が非常に問題、ご心配じゃないかと思っているわけでありますけれども、各地域といいますか、父兄にご説明したとおりでありますけれども、与論の場合は先ほど申し上げたとおりの内容を実際やっていきたいと、逆に保育園に来てる子どもたちに対しても、幼稚園でやる授業も一緒にですね、見てもらったりあるいはまた広げていきたいという考え方をしているわけであります。そういう点では非常に今まで以上の効果が出るんじゃないかなと。

ただ、幼稚園生が小学生、上のお兄さんお姉さんなんかと一緒にいるということで、上の子どもたちを見て育つこともありますけども、また逆に今度は弟や妹たちを見るという責任感を育てるという、逆に非常にいいところが出てくるんじゃないかなということで、また年々ですね、小学校との連携もできるだけ取るようにして、やっていきたいという考え方をしております。

国の方としても、実際厚生省関係でやるか文科省関係でやるかということで、結局何でいいですか、内閣府で直結でやった方がいいんじゃないかなという話も出ているから、ぜひこれは国としても早急に進めていかんといかないと。今までの教育といろんな反省の立場に立っても、認定こども園というのは必要であるという認識をしておられるわけであります、私どもとしても実際に現場に立ってですね、認定子ども園が、お父さんやお母さん方、先ほど済みません、ご父兄と申し上げまし

たけど、保護者であります。訂正しますが、保護者の方々のですね、考え方にも十分にお答えできるんじやないかと思って、思い切って決断をしたわけであります。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 認定こども園の設置に関して、異論を唱えているわけではなくて、この問題は幼保一元化のときからもですね、やっぱり幼稚園児といわゆる幼児との間にあるその教育問題、カリキュラムとか学力習得の問題とかそれが非常に問題があったわけですが、今回こういう形になったということに対しては、これをどういう形で発展させてるかということの問題についてお聞きしてることでありますて、要するにここに、条例案の中に、ただし保育上特に必要と認めるときは、臨時に保育時間を変更することができるとかですね、いろいろ内容は非常にいいようになってますけど、果たして現場の先生方とか人的配置とか、あるいはまた予算の問題とかですね、この辺についても非常に不安を持ってまして、私が言うのはこの中における、そのそういう運営上における問題点について、いわゆる外部チェックが必要じやないかと、だからその辺のところを町長はいま検討されてないなら、検討していただけないものかどうか、その辺についてはどういうお考えでしょうか。いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、財政問題については、別々でやるよりは私どもは県とも相談して試算した上では、逆に財政上はやりやすくなるということであります。それから運営の内容についてはあとで教育長にも、お願い、説明お願いしたいと思いますが、最初いろんな角度から検討してやって、やるわけで、準備もしてるわけでありますけれども、実際やってみないとわからんところが多分にあるということですね、その点についてはその時点で考えて、より子どもたちのためになるような方法をやっていきたいと。ある程度のですね、柔軟期間を置く必要があるんじやないかというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 特に幼稚園児の件なんんですけど、例えば1年間の間に子どもがひらがなが全部読めるようにしたとか、あるいはカタカナが全部読めるようにするとかですね、親御さんが求めるいわゆる幼児教育のレベルというものについて、非常に関心がありますから、その辺をきちんと評価できるようなですね、内容は授業内容というんですか、指導内容がチェックできる、また保護者への説明ができる、その辺の予定とか内容についてもやっぱり一定の必要性があるんじやないかと、そのことをですね、強く要望しておきます。

できれば、教育長に一言お願いします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 長年の懸案でありましたが、何とか国の方の、また動向もありまして、大変時事を得た踏み切りだったと思っております。

以前平成14年度から何とかやろうということも、いろいろ考えていたわけですが、中身においてはですね、いま私たちが求めているこの方向性というのは、以前から一つも変わっているものではありません。基本的に、内容的には幼稚園、就学前の子どもたちにふさわしい教育内容をし、そして保育関係ではいわゆる保育にかける子どもとかけない子どもという区別をなくして、それはそれですべて保護者のニーズによって保護できるような形にもっていきたいということを、当時から思っていたわけですが、それがいわゆる国の方でも認定こども園法というのができたお陰様でスムーズにスタートできるという状況であります。

懸念されておられるその5歳児への教育内容でございますが、これは基本的にですね、保育所については保育要領、幼稚園においては幼稚園教育要領というのがありますし、その中身というのは、ほとんど内容的には変わりはないわけです。ですけど、与論町においては本当に当時のPTAの方々、与論町民の大きな願い、幼児教育の大切さに対する深い認識の基に、PTA立の幼稚園をそれぞれ発足させたということから、やっぱり就学前の5歳児についてはいわゆる幼稚園という認識が非常に定着しているという関係で、保育所でも十分できるわけですけれども、一応保育にかけるかけないにかかわらず、5歳児になったらとたんに幼稚園にやるということが長年続いてきたわけです。53年間、いやあ済みません23年間。そういうことから、まだ保護者の中にはそういった一抹の不安もあるようでございます。しかし中身においてはですね、従来のその幼稚園教育を決して下回るものではありません。一昨年度から、更に幼稚園の教育内容についても検討を加え、基本的には日本の制度ではまだ小学校に入ってから先ほどありました文字の読み書きとか計算というのはするようになっております。ですけど私は退職をしたら、学校教員を退職したら退職金の、退職金じゃない互助会、組合の方から退職祝いということで10万円の旅行券がもらえるわけです。それを使って韓国に行きましたら、そこでそのガイドさんの話によりますと、韓国の子どもたちはすでに入学前、いわゆる5歳児の段階でのハングル文字、あの丸と棒で組み合わさってる誠にわかりにくいくらいといったハングル文字の読み書きがちゃんとできるという話を聞きまして、これは日本の国全体がどうであれ、我が与論町においてはもったいないその5歳児の段階をそのままだ保育だけで終わっちゃもったいない。そこでやっぱり内容的にもできるところは大いに組み入れて、一つのモデル的なケースをつくりたいということから始めてるわけです。その点すでにもう皆さんもご存じのとおり、幼稚園で受け

るいろいろな古典の読み聞かせとか文字の読み書きあたりもやっておりますし、計算それから学校小学校と連携した形でのいろいろな体育面、音楽面、図工絵画面等も取り入れつつやってるわけで、ここら辺については今後も更に充実していきたいというように考えておりますので、今後も保護者の方にも繰り返し指導はしていきますけれども、中身においては一つも心配がする必要がないということを、一応皆様方ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（喜村政吉君） 与論と那間ということですが、茶花の方はどういう計画になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとしては、一度期に一緒にという考え方でいたわけですけれども、なかなかですね、施設面がですね、その対応が非常に難しいと、相当な費用がいるということになりました、もう那間と与論からという、その即対応ができる条件がそろってるところからちゅうことで、2地区になったわけです。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（喜村政吉君） これは長い間の幼保一貫教育の懸案事項がやっと前向きに進んで来たんじゃないかと思います。また、少子化という中で、大変子どもたちの教育にもかなりメリットがあるんじゃないかと、私自身は考えているわけでありますけど、そういう観点からした場合にですね、先に与論と那間をスタートするわけでありますけれど、何年後に茶花を進めるか、そういう点からまたいろんなまた格差が出てこないかという心配もありますので、その計画等についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件についてはですね、できるだけ早くやりたいというふうに思っております。もうすでにそのようにまた申し上げてあります。

いろんな敷地とかですね、面積とかの問題ばかりではなく、他にもまた子どもさんの数等、いろんな問題がありましてですね、これはもう来年までにはぜひやりたいという考え方をしております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 保育料の件についてお伺いをいたしますが、第6条の方で規定をされておりますその条項にしたがって、第10条の方で保育の実施に関する条例また幼稚保育料徴集条例等によって保育料を徴収するということになっておりますけれども、その差額と全体的なその財政的なそういう面での運営について、それとこのこども園というのを、今これまで保育所は町民福祉課、幼稚園は教育委員

会ということで管轄が出ておりましたけれども、この面についてはどう統合されるのかお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい。お答えを申し上げたいと思います。認定こども園に移行いたしましてもですね、従来の保育にかける子どもたち、あるいは保育にかけない子どもたち、もちろん幼稚園、従来の幼稚園の子どもたちに係る保育料、あるいは幼稚園の料金というのは全く変わりません。ただ今回認定こども園ということで、それに移行するということで、この条例の改正が出ているわけですけれども、料金については全く、保育にかける子ども達の場合には従来の保育料の設定になりますし、幼稚園の子ども達につきましても従来の幼稚園の幼稚園料でいくという形でございます。

○議長（町田末吉君） これで質疑を。9番。

○9番（野口靖夫君） あのね、私がせっかくこの機会をいい機会だと思って待ちかまえていたわけなんですが、幼稚園の所長さんが今日お見えになっておられますね。やっぱしこういうことはですね、現場で所長でおられる方々が3名もそろって、本会議場で座っておられるということは滅多にないことなんですね。だから代表をいたしましたね、女性の方に聞くのは大変失礼ですけども、若い男の所長がね、どういう考え方でおられるのか、ちょっと所長としての立場をちょっと話してもらえませんか。

○議長（町田末吉君） 朝戸保育所長。

○朝戸保育所長（林 健君） 今回の認定こども園につきましては、私が保育所に異動した時点で、幼稚園に行く段階ですね、非常に仕事を辞めないといけない親とかいらっしゃるということ等をアンケートを取りまして、やはり一元化は必要なのか、必要であるということの認識をしました。その後アンケートを数回取る中で、やはりその保育にかける親の方々はやはり教育も大事ではあるけれども、生活も大事だということでした。で、両立できる方法はないものかというのが、やはり一元化を強く希望した理由でございます。そして、今年度認定こども園になるということで、説明会を3回ほど持ちました。その中でやはり幼稚園へ行つての親の方からですね、教育の質の低下ということに対する懸念を一杯聞かせていただきました。その中で保育所はじゃ何もしてなかったのかという、私はかえってですね、そういう疑問をいただきました。私たちもやはり教育という観点においては幼稚園に負けないほどですね、ものをやってきたつもりでおりました。やはり、だけでもその辺の保育園は預かるところだというその一般的な評価の低さですね。で、幼稚園はじゃ今まで何をやってきたのか、と問われたときにですね。じゃ、何をやってきた

のかとはつきりこたえられる方が何人いらっしゃるのかということで、私は若干のその質の低下といわれる方に対してじゃあ幼稚園、何をしてきたんですかと問い合わせたいぐらいでした。しかし、教育委員会とですね、いろいろ認定こども園をスタートさせるに当たり、協議する中でやはり教育長がおっしゃてるその教育の大切さも痛感をいたしまして、5歳児につきまして、また3歳以上につきましては、やはり幼稚園教育要綱を中心にながら、保育所の質を上げていきたいと。それではまた、職員もですね、やはり長年職員をしておりますと非常に惰性に陥ります。しかし今回は認定こども園がスタートするということで、職員に対してもですね、やはり質の向上、それから園内での研修の充実を図ってですね、その皆さんの不安に対しては、私は万全の体制で臨んでいきたいと。また、第3評価みたいなものも入れてですね、保育園というかこども園の質の向上を図ってまいりたい。一生懸命やつていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） あなた独身ですか、結婚してますか。

○朝戸保育所長（林 健君） 結婚しております。

○9番（野口靖夫君） 何名子どもいるの。

○朝戸保育所長（林 健君） 3名おります。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） まさしくあなたの考え方、すばらしいですよ。というのは、子ども3人もおる。そしてね、私は田中教育長が教育長に就任するころだったと思うんですが、その当時はですね、議会には3つの委員会があったんです。文教厚生委員会というのがありましたね。その委員長をしておりましたけれども、こういう問題が起きてきたもんですね。我々は宮崎県の方にも調査に行ってきました。そして品川、東京都の品川ですね、向こうは最先端でしたので、その調査も徹底してやりました。そしたらですね、まさしく今あなたがおっしゃるようなことがもうすでに始まってるんですね。地元としては、与論町としてはですね、もうその時はもう保護者から職員からもってですね、もう大議論でした。我々議会はここに袋詰めにさせられました。だからそういうこともありましたけどもね、やっぱしこういう改革というものは必ずどつかでですね、私はこれの方がいい、私はこれの方がいいという対立が生じます。だけどその中でですね、本当にやってみなければならないというものが出てくるんですね。やっとその時が来たなという感がしております、だからどうか一ついまあなたが言われたその初心をですね、忘れないようにやっていけばですよ、あなたのこの3人の子どももですよ、与論町のために、また国家あるいは国際的な人間になると思いますよ。そのための最初のスタートがこのこ

ども園だと私は思います。そういう初心を忘れないように、全力を挙げてですね、やっていただきたいなと思います。宮崎もそうでした。最初不安だったと。当時の事務局長が野田局長でしたけどもね。一緒に行きました。我々は本当にいい勉強をさせていただきましたよ。だからやっとここに来たなということも認識しておりますので、また他の先生方にもですね、あなたののような考え方をぜひ広めていただいてですね、保護者からの不安もあると思います。その保護者の不安に対してもそういう今のお気持ちをですね、一つお伝えいただいてですね、しっかりした改革の中にしっかりした論法の教育の理念性というものをですね、方向づけていただきたい、そう思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号、与論町立認定こども園の運営に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、与論町立認定こども園の運営に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6号 議案第3号 与論町後期高齢者医療に関する条例制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第3号、与論町後期高齢者医療に関する条例制定の件を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（南 政吾君） 議案第3号、与論町後期高齢者医療に関する条例制定の件につ

いて、提案理由を申し上げます。

この条例は、75歳以上及び65歳以上75歳未満の一定以上障害認定者医療について、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度として開始されることに伴い、与論町が行う事務について新たに条例の制定を行うものです。

ご審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（喜山康三君） 福祉課長にお尋ねします。この導入によりですね、本町高齢者の方々がどのような状況になるか、課長が考えられる点について意見を伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。後期高齢者医療制度ということで、医療改革、国が進めているわけでございまして、その中の大きな柱の一つになっておりますけれども、後期高齢者医療制度の大まかな概要につきましては、平成19年の第3回定例会だったと思うんですけど、その時にまたご紹介申し上げましたとおりでございまして、私ども与論町におきましても鹿児島県で後期高齢者広域連合というのを組織しまして、一部事務組合になりますけれども、新しく一部事務組合を作りまして、鹿児島県が一体となって、全市町村が取り組んでいるという状況でございます。

その中で、いまご質問のありました内容につきましては、どういった高齢者の方々に負担になるのかというところですけれども、やはりご案内のとおりほとんどの方が年金から天引きされるということで、年金もいっぱいもらわれている方あるいはわずかな年金でお暮らしになられている方々、いっぱいいらっしゃいますけれども、その年金からですね、後期高齢者医療の保険料が引かれていくと、すでに今介護保険料も引かれているわけですけれども、年金からいろんな介護保険料であったり今回のまた重ねて後期高齢者医療の保険料が引かれていくということになりますと、非常に厳しい状況になっていくということはもう私ども与論町にとどまらずですね、日本全国の離島、僻地、地方のご高齢の方には非常に大きな負担になるかというふうに考えております。

しかしながら國の方としても、もちろん我々の施策は國とあるいは県と連動しているわけですけれども、できるだけ負担がかからないようにということでいろんな、半年凍結とか1年凍結とかその年齢あるいは対象によってですね、いろんな軽

減制度が、凍結の制度が今国会の方で決まっております。

急激な負担にならないようにということで、いろんな制度ができるわけですが、それでも、例えば前期高齢者の方々、具体的には窓口の負担が例えば70歳から75歳の方々につきましては今窓口の病院での支払いが1割となっておりますけど、それが20年4月から2割に引き上げるという話が当初出ていたわけですが、これは1年間凍結するということになります。それから1年間凍結した後は当然2割に上がっていくわけですが、それから後期高齢者のいわゆる75歳以上の方々、そういった方々につきましては窓口負担が1割ということでございます。しかしながらまた社会保険に入っている方々、社会保険料の、社会保険に入っている方々の保険料については、社会保険、いわゆる被用者保険ですね、そういった保険に掛かってる方の場合は、最初の6カ月、20年の9月までですかね、9月末までは半年間凍結するということで、あの半年間は、失礼、最初の半年間は全額凍結すると、あの半年間は9割軽減するという形に決まったようです。ただし70歳以上の方々と75歳以上の後期高齢者の方々とも、現役並みの所得のある方については窓口負担が3割だということで、かなり大きな負担になっております。

もうちょっと細かく説明しますとですね、ちなみに私ども与論町の場合は保険料、前回申し上げましたけれども、年額で7万2000円ちょっとなんんですけど、ほとんどの方がですね、保険料の軽減措置に該当します。9割程度の方がですね、前回の議会の時に申し上げましたけど、7割軽減、5割軽減、2割軽減の方がいらっしゃいます。例えば5割軽減される方、2割軽減される方、これに該当される方が大体4割ぐらいの方が該当します。それから7割軽減に該当する方が大体5割ぐらいいらっしゃると、トータルで9割の、9割以上の方がですね、ほとんど軽減措置に該当するということでございます。

もちろんこれはずっと恒久的にするわけじゃなくて、2年間、制度に加入してから2年間、失礼、制度に加入してから2年間は均等割額と所得割額というので保険料決まるわけですけども、均等割額というのはその2年間軽減されるという、ちょっと込み入った軽減制度がいろいろ出てるんですけども、ちょっと長くなりましたが、以上のような説明で一応よろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） マスコミとか新聞テレビで見られてご承知と思いますけど、この後期高齢者医療制度については、非常に不評でいうか、評判が悪くていわゆる与党の中からもこれは廃止したらどうかという意見も出、また2月には野党4党による後期高齢者医療制度の廃止法案も提出されている状況にあります。

これがなぜ一番不評な基になってるのは、結局75歳以下の人にはもう適当に早く

死んでくれと、そういう言わんばかりの内容であると。で、政府がこの3つの特性について述べておりますが、治療が長引き複数の病気に掛かっている。2、認知症が多い。3番、いずれ死を迎える。そら、死を迎えるのは、そら、みんな人間は誰でも死を迎えているわけですが、この3点をですね、町のいわゆる内容についてこれ述べてるわけなんですよ。

その、高齢者だけをねらい打ちにして、非常に厳しい内容でないかと私は思います。本来なら、これは、こういう離島にあって、生活そのものも大変切羽詰まっている状況の中でですね、お年寄りの行く末が非常に案じられるわけですが、非常に心配します。それで、私は基本的にはこの条例について反対なんですが、一応予算の方もですね、全部もう組み立てられてるようで、積極的に賛成はできないと、そういうことでございます。

町長、この後期高齢者医療制度については、町長のお考えはどんなもんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） やっぱ国の方ですね、そういうこの保険制度というのを今のままではどうにもならないという、財政的にもですけれども、また受けるの方々の立場からもですね、そういう両面からの検討の結果、生まれた専門でありまして、私どもとしては県の指導を受けながら、今県単位で、これなるときにですね、市町村単位にやろうという話も出たわけです。それをもう、いや最低でも県単位のあれでないとやっていけないということで、相当運動してきたわけでありますけれども、今私どもとしては国の定めた、いろんな角度から検討した結果のあれでありますので、誠心誠意やっていきたいと。そして私どもとして、また地域の立場からのいろんなまた実際やってみるとですね、問題も相当出てくる可能性もありますけれども、それはまたその時点でこうした方がいいんじゃないかという意見もどしどし言いながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 私は一番さっきも言いましたけど、この制度の問題点ていうのは、75という歳を切ってですね、その人だけを別のところに追いやって、いわゆる本来は全部で見るべきもののことだはずなのに、その方々だけをそこで切り捨てるというこの制度に対して、私は反対を唱えているわけでございます。その点を町長もご理解いただき、やはり住民、いわゆる加入者全員でこの制度を守っていくということを、やはり限定していくべきじゃないか。そういうことで私の意見を申し上げて終わります。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） 先ほど課長の説明の方で、軽減措置があるのはわかりましたけども、その手続きは本人が窓口まで行って行わなきやならないのか。または保険証を切り替えるときに自動的にそれがなされるのか。そこを一つ。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。その保険料の決定の仕方はですね、もちろん所得とかそういうのを把握しなくちゃなりませんので、税務課の方のデータそういうのを基にしながらですね、鹿児島県後期高齢者広域連合の方で保険料の決定そういうのをいたします、市町村から情報を得てですね。それに基づいて市町村の方で徴収をすると、徴収といいましても、先ほど申し上げましたように年金の方から天引きされる特別徴収の方と年金額の極めて少ない方、具体的には年額で18万以下の方ですけど、年金額で18万に満たない方あるいは所得のない方ですね、そういう方々については普通徴収になりますので、窓口徴収ということになります。

徴収につきましては、市町村の窓口で担当者が行うという形になっております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（本畠敏雄君） あのですね、第5条のこの保険料の督促手数料は、1通につき100円になってますでしょう。これはずっと昔から100円じゃないのかな、思ってるんだけど。この徴収率の関係も出てくる、これもうちょっと考えた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。延滞金とは別に督促料の1件100円ちゅうのはもう与論町初め、与論村の時代から100円じゃないかなと思ってるんですけど。見直してみたらどうですかね。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 私がお答えするのもちょっとあれなんですけど、一応後期高齢者医療の今の情報の中で、督促状については1通100円ということになっておりますけれども、これはもちろん他の保険税条例、他の税条例の督促と一緒にになっておるわけですけれども、いろんな角度から検討しなくちゃいけないと思います。

今、この出しております後期高齢者医療の条例だけじゃなくて、他の税との関わりもありますし、いろんな他の未収金そういうものの督促手数料もまた関わってまいりますので、全般的に検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓才良君） 説明を少しいただいておりますけれども、今一度具体的にですね、被保険者これは県の後期高齢者医療広域連合、本町の保険料並びに医療費の

支払いとかそういうものについての流れというものについて、もう少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

また、今問題になっておりますように、これの実施については実施時期を4月まで凍結をしながらきておるということで、いろんな方面で今問題があるというのはわかりますが、じゃあこれを4月からしたときに、その保険者とこの連合と本町とどういう絡みで事務的なもの、保険料の流れ、医療費の流れがどうなっているのか、もう少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時54分

開会 午前10時55分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。まずですね、後期高齢者医療制度について、ちょっと前回ご説明申し上げたところと重なる点もあるかと思いますけれども、改めてちょっと簡略的にですね、ご紹介させていただきたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度ですね、運営について誰がするかということですけれども、運営についてはですね、鹿児島県の全市町村が加入する広域連合というのが運営をいたします。で、対象年齢ですけれども、先ほどから申し上げますとおり、ご案内のとおり、75歳以上。広域連合がですね、一定の障害のある方と認定した65歳以上の方も該当します。

それから財源とか費用負担についてですけど、医療費についてはまず、全体の1割はですね、患者が自己負担します。さつきご紹介申し上げましたけど、現役並の所得のある方、特別な方ですけど、そういう方々については、3割を現役世代の方々と同じように負担していただくということになります。

その窓口負担をしていただくその患者負担ですよね、1割、その残りの9割、9割のですね財源負担、どうやっていくかというのを、ちょっとご説明申し上げたいと思います。残りの9割の内ですね、公費、公費と申しますのは、国、県、市町村、この3者がですね、5割を負担いたします。負担割合は国と県と市町村で4：1：1です。そしてその9割の内の5割を今申し上げました公費で負担するわけで

すので、まだ4割が残ってるわけです。9割というのは10割だというふうに考えたときに、患者負担を除いといて半分は公費で負担します。じゃあ、半分負担した中の残りの5割の内、現役世代の方々、現役世代の方々の保険料ですね、後期高齢者支援金という形で4割いただくということになっております。で、残りを後期高齢者の該当する方々自身の保険料で1割を充てるということになっております。

あとそのちょっと流れについて、金回りのちょっと流れについて、ちょっとご紹介申し上げますけども、まず先ほど申し上げました運営を行う後期高齢者医療広域連合というところにですね、市町村から集めた保険料、後期高齢者医療保険料が後期高齢者医療広域連合の方に集まります。それとともに市町村が負担すべき、先ほど申し上げました公費の負担の内の町の負担分ですね、4：1：1という割合のこの1という部分を一緒に後期高齢者医療広域連合に納めます。

そしてその広域連合の方には、国や県からそれぞれの負担分に応じて、国や県だけじゃなくて、他の社会保険とかですね、そういったところからも集まったお金、あるいは後期高齢者の該当する方々自身が納めたお金、そういったものが全部集約されて後は、関係するところは、例えば国保である場合には国保連合会というのがありますけれども、国保連合会と今度、患者さんが病院にかかったときの診療報酬の支払関係の事務、あるいは請求の事務審査そういうことをまた国保連合会と連動して広域連合はやるわけですけども、あと医療機関とまた患者さんが掛かった医療機関とやはり今度は広域連合が直接するんじゃなくて、国保連合会というところに委託しまして、国保連合会の方で今度は医療機関と、病院側と診療報酬の支払い請求、そういう審査、そういう事務を行うと。そしてもちろん医療機関の病院の方では、その患者さんと75歳以上の後期高齢の方々といろいろな医療サービスを提供したり、そういうことを行うと。そして、保険者の方々、後期高齢の方々は市町村との関係は保険証の引き渡し、あるいは保険料の納付、そういうことを行うと。大まかに申し上げまして、そういう内容になっております。

ちょっとおさらいしますと、済みません、要点だけ。

保険者の方々、後期高齢者の方々は市町村の窓口では保険証の受け渡し、あるいは更新、あるいは保険料を納める。そういう作業です。市町村の方では公費負担の分の、市町村が負担すべき公費負担の分と保険者の方々からいただいた保険料を広域連合の方に納めると。そういう流れになっております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今ご説明をいただいて、市町村の方で保険料を徴収して連合の方にいくというような形で、またいろんな審査とかそういうものについては国保

連合の方でまたやるというようなことですが、国保税の場合等については徴収率によって交付金への、交付税等への減額措置というようなのがあるわけですが、例えば町の方で委託をした形で徴収した場合にも、そういうことが懸念されるのかされないのか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい。お答えを申し上げます。

今、ご案内のとおり、例えば国民健康保険税の場合には、現年度分の徴収率がですね、93%下回りますと、国から下りてくる調整交付金といいますけれども、ペナルティーが課されまして、その段階に応じて下回ったレベルに応じまして調整交付金が調整されて、少なくなっていくということがあります。また、この近年中ですね、まだ確かな最新の情報を得てないんですけども、過年度分までもその徴収率にペナルティーの判断材料にするというふうな情報が入っております。

非常に懸念されるところですけれども、またこの後期高齢者医療制度はじゃあ徴収率は今後どうなっていくのかっていう問題は確かにあります。

それがその国保税にならって、そのようなペナルティー課されるような状況になっていくのか、そのあたりは全く不透明なところですけれども、やはり私どもとしても最大限の努力をしまして、未収金を残さないように、そういういたたみをしましてまいりたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） あのう、余談の形になるかと思いますけれども、先だって市長の方に行って、雑談の形にしたときに、非常に先ほどの保険税の件とかいろいろな場合が、固定資産税の未収金とかいろいろあって、歳入にはその形として出てくるんだけども、実態的にはなかなかそれが歳入として上がってこないというような状況が多々あるということで、そういうところへの税に対する考え方として、それが徴収できないというのがずっと、長年ずっと続いているのであれば、いきなり不能欠損ということにすれば、納税意識に対する問題があるけれども、だけでも徴収されてないという実態というのがずっと続いているのであれば、そういうところを勘案をして、その徴収率等に対する考え方ももっていく必要があるのではないかという話もありました。

そういうのも踏まえて、今後ですね、そういう観点からも新しく制度が始まるときに、関係、要するに県のあたりとでも、国県に対するそういう思いも伝えていただいて、ぜひ進める必要があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町後期高齢者医療に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町後期高齢者医療に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第4号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第4号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例制定の件を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第4号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

従来、家畜の死亡獣畜処理センターについては、あまみ農業協同組合与論事業本部が運営していましたが、資源リサイクル畜産環境整備事業の導入に伴い、今後、与論町が事業主体となり運営するため、新たに条例の制定を行うものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例制定の件を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第5号 ユンヌフトウバの日に関する条例制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第5号、ユンヌフトウバの日に関する条例制定の件を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第5号、ユンヌフトウバの日に関する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

大島地区文化協会連絡協議会においては、近年、衰退しつつある奄美方言を保存・伝承していくことを目的として、2月18日を大島地区の「方言の日」と定め、各島々の方言のすばらしさ、大切さを認識してもらうためポスターをつくり、広報啓発活動を実施しています。

これを受け、本町では2月18日を「ユンヌフトウバの日」と定め、町をはじめ、家庭、学校及び関係団体等において、ユンヌフトウバを保存・伝承するための取り組みを行うこととするため、条例を制定するものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

4番。

○4番（本畠敏雄君） 私も昔からウンヌフトウバが大好きで、これをですね、町長、2月18日だけに、ウンヌフトウバだけで何か会をするとか、皆目、すべてが今の30代40代の高校あたり20歳までの子どもたちをもつての方のお父さんお母さんは、ほとんどこれウンヌフトウバ、知らんと思いますよね、実際に。

これ、どういう形でもちろん学校の教育の中にはもっていって、確かに1週間に何時間とはできるだろうけど、改めてこういう我々の親自体、町長以下こういう課長とかね、元井さんなんか特にシマフトウバ・・うまいけど、やっぱりこういう形を、どこまでウンヌフトウバを進めていかないと、これ確かにその2月18日設定するのはいいけど、これどこでどういう形で、あらゆる方面といろいろ書いてあるんですけど、どういう場所で、例えばこういう定例会でも、じゃあウンヌフトウバで発言していいのか。またそういう学校の授業はどこでウンヌフトウバ、教育長なんか絶対2階ではウンヌフトウバ使わんですよ、この人。標準語で話すから、やっぱりそういう教育室に来られる学校の校長とか、先生方もウンヌフトウバ知らない。だから、ぜひその辺の進め方をですね、詳しくちょっと教えていただきたいなと思うんです。よろしく。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際に私どもですね、2月18日朝礼は与論言葉でやっております。それでですね、2月18日は月曜日でちょうどいいわけですけども、2月18日の入る週の朝礼は島言葉でいこうということで、すでに実践をしております。

ただ、この条例をやっていただいてですね、教育委員会サイドでいろんな検討していただいて、島全体の言葉の日の、2月18日というのは与論から発想した日なんですよ。

フトウバっていう、フは2で、トウが10で、バで8ですね。これは日にちを設定したのも与論が強力に教育長が推して、この日に設定されたわけですけれども、今ありましたようにぜひ定着をさせるようにですね、検討して、島の方々全部が納得できるような方法でやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（本畠敏雄君） 私はそれを知らなかったもんですから、そしたらその時の朝礼が2月14日に、2月18日にあったとするとその日は全部、その一日はもう島言葉ですか。

そういう形をもっていかないと、結局政も年に1回とか何かあったって、それはそれにやっぱりもっていかないと、意味が全然なくなるんですよ、これ。ただ、町

長があいさつで、ただその朝礼で島言葉の日だからそうしましょって言ってもですね、その中身を全体職員で今日は一日島言葉しましょうと、それくらいの条例をつくるにや、これいかんですよ。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりでですね、私が先ほど申し上げたのは、もう私と教育長があいさつをするときが島言葉であったということです。

ただ、役場の場合はですね、いろんな方が出入りがあるって、逆にですね、来られた方に、非常に、そういう話もあったんですよ、やってるときにですね、非常に悪い感じを与えるんじゃないかという意味もありまして、朝礼の時だけということで今やってるわけですが、ですからいろんな条件をですね、皆さんみんなで考えて、その日にどういう方法でそれをやっていくかという検討をする必要があるということで、先ほど申し上げたのはそういう意味です。役場の中でですね、ずっと与論言葉を使うちゅうことは無理です。これはもう公共の場所になりますんで、そういう点はまたお許しいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

もとい、教育長。

○教育長（田中國重君） 皆さんも子どものころは、学校で方言を使ったら、いろいろ罰則がありましたね。ということで、非常に一部の方々から、その罪を補えといったような話もありますけど、しかし当時においてはですね、やはりこれお互いに島から出でていっても自由に共通語が使えるようにという、学校の先生方の温かい配慮だつて私は非常に感謝しております。

今は今度は逆に学校でも方言を使う必要があるということで、大きく変わってきたわけですが、その点やっぱりそのせっかく決めました2月の18日には、役場すべてをいわゆる条例化ということは到底できませんけれども、できるだけお互いにできる範囲においてはですね、努めて役場でも学校でも家庭でも方言を使うというふうな呼びかけ、さらには特に家庭においてはできるだけ島言葉を使いましょうということは非常に大事だと思います。

昨日も実は、国際大学の方言学の専門の先生が、与論小学校で授業をしていただいたわけですが、その後の反省会でもいろいろその必要性についてお互いに論議を交わしたところでございます。

更に私ども教育委員会で、本年度から昨年度ユンヌカルタというのをつくりまして、そのユンヌカルタ大会というのを、今年は1月の6日の昼からもったわけですが、来年度からやはり2月18日の日に一番近い日曜日にこれを行いたいということで、すでに行事計画にも載せてございます。

今後は毎年そういう形で、この継承に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで質疑終わります。

もとい、10番。

○10番（麓 才良君） 教育長からお話がありましたので、前から教育長と論議をしておるその高齢者の方々との絡みが教育長から熱意をもって語られるかと思いましたら、そういうのがでてきませんでしたので、ぜひですね、先ほどの認定子ども園の時にも、そういう思いをいたしながら聞いていたところですが、今私どもの年代から上の、私どもの先輩方から上の方々がそのユンヌフトウバというのを、従来のユンヌフトウバを知っているわけです。

私たちももう老人クラブになりますが、私たちは方言を使うなという年代で育った子どもたちです。だから本当に島言葉を残すのであれば、今の70代から80代の方々が元気なうちに、やっぱ三つ子の魂百までというこの絡みでぜひ私は進めなければと思います。ぜひ、この高齢者の皆様方の持ついらっしゃる宝をですね、子どもたちに引き継いでいっていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） はい。教育長。

○教育長（田中國重君） どうもありがとうございます。

実は夕べもですね、その国際大学の先生の要望もありましたが、確かにこの小さな与論でも、インジャンチュン、アガサンチュン、ナーマンチュンとありますね。これをそのまま、本当オリジナルの形で残しておく必要があると思います。そのためにはやはり今高齢者の方々がドゥクサルキン。それのアガサンチュン、インジャンチュン、ナーマンチュンというのをやっぱ独自のものをちゃんと録音して、それをずっと、ただテープじゃなくてですね、CD化してきちんと永代に伝わるような形で残しておく必要があるというふうなご指摘を受けて、全くそのとおりだと思いまして、これは近々予算化も考えながらぜひともしていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） これで質疑終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、ユンヌフトウバの日に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、ユンヌフトウバの日に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第6号 与論町国民健康保険直営診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（町田末吉君） 日程第9、議案第6号、与論町国民健康保険直営診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第6号、与論町国民健康保険直営診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、与論町国民健康保険直営診療所の公債費償還の終了に伴い、条例を廃止するものです。

ご審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） それぞれの施設が廃止、要するに条例が廃止になるわけですが、今活性化センターとか那間の消防車庫とかでいうことで、それなりに活用されているわけですが、今後のこれの更なる活用、施設の活用・管理についてお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 与論町の茶花の方の診療所については、もう今までどおりこれは活性化センターとして活用していきたいというふうに思っております。

また那間の方については、朝日の会が以前からですね、大分前から使っていただ

いております。そのように活用をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

西区の方の診療所は今のところ何もしておりますが、今後検討してまいります。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町国民健康保険直営診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、与論町国民健康保険直営診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第10 議案第7号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第10、議案第7号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第7号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、国民健康保険法の改正及び、与論町国民健康保険直営診療所の廃止に伴い与論町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第8号 与論町特別会計条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第11、議案第8号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第8号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、与論町国民健康保険直営診療所の公債費償還の終了に伴い、関連する特別会計を廃止し、新たに高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う後期高齢者医療に関する特別会計を設置するものです。

ご審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 議案第9号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第12、議案第9号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第9号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町国民健康保険直営診療所設置及び管理に関する条例を廃止することに伴い、診療所に勤務する医師及び歯科医に適用する給料表等が不要となることから改正を行うものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第10号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第13、議案第10号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第10号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法等の一部改正に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

内容としては、平成20年度より後期高齢者医療制度が創設されることにより、保険税賦課額に後期高齢者支援資金等課税額を追加するとともに、その算定額基準等を定めること及び課税賦課限度額の変更並びに普通徴収によって徴収する納期の変更等であります。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第14 議案第11号 与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第14、議案第11号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第11号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、与論町立朝戸保育所において、入所児童数の定員割れの状態が続き、将来的な児童数の増加が見込めないことや保育所入所待機児童もないことから、本改正で受託定員を現行の60人から45人に変更し、適正な保育所運営を図るためのものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい

いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

4番。

○4番（本畠敏雄君） この第2条のですね、60名を45名に改めることは、那間と茶花にあわせたんですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。ご案内のとおり、那間保育所、現在の那間保育所と茶花保育所につきましては、45名定員になっておりまして、朝戸だけが60名になっておりました。今回、60名、なぜ45人にするのかといいますと、今町長が提案理由をご説明申し上げましたとおりの理由ですけれども、更に付け加えますと、認定こども園に向けてですね、60名の定員で、収容能力があるということの施設ですので、45名で、45名の定員で保育にかける児童の定員を45名にするということでございまして、その残りの15名の枠でもって、現幼稚園児を15名受け入れるという考え方でございます。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町立保育所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



## 日程第15 議案第12号 与論町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第15、議案第12号、与論町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第12号、与論町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

与論認定こども園及び那間認定こども園の設置に伴い、与論小学校附属幼稚園と那間小学校附属幼稚園を廃止することから、条例の一部改正を行うものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、与論町立幼稚園設置条例の一部改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、与論町立幼稚園設置条例の一部改正する条例は、原案のとおり可決されました。



## 日程第16 議案第13号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第16、議案第13号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第13号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

住民サービスの一環として、水道開栓時の再給水手数料の廃止及び平成15年に最高裁判所が、水道料金は民法（明治29年法律第89号）第173条第1号の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却したる産物及び商品の代価」であると判断したことに伴い、民法第145条の時効の援用のない債権の債権債務関係が永久に残ることから、時効消滅が完成した水道料金債権の放棄について定めようとするものであります。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

10番。

○10番（麓 才良君） この改正によって、適応されるものがありますか。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（岩村安峰君） 今のところ滞納に対しても、請求をしておりまして、対象になるものはございません。

以上です。

○議長（町田末吉君） いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第14号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第17、議案第14号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第14号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

介護保険法改正により、介護保険事業所の指定更新制度が新設されたのに伴い指定申請手数料及び更新申請手数料を制定するものであります。なお、手数料については、県の当該手数料に準じてあります。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第18 議案第15号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第18、議案第15号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第15号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の改正に伴い、税制改正の影響により保険料が大幅に上昇する第1号被保険者に対する介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長するための条例改正です。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第16号 職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第19、議案第16号、職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第16号、職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、学校教育法の一部改正に伴い、条文中の条番号を改正するものです。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号、職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（町田末吉君） ここで、昼食のために休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第20 議案第17号 平成19年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（町田末吉君） 日程第20、議案第17号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第17号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入につきましては、普通交付税8,377万8,000円、知的障害者施設支援負担金214万9,000円、公立小中学校等危険建物改築事業費補助金337万9,000円、町債管理基金繰入金570万円などが主な増額の内容です。

減額の主なものとしましては、地方特例交付金314万4,000円、小規模通所授産施設運営費補助金525万円、財政調整基金繰入金6,312万6,000円、学校教育施設等整備事業債780万円、臨時財政対策債900万円となっております。

歳出につきましては、民生費で社会福祉総務費の小規模通所授産施設運営費補助金1,050万円及び介護保険繰出金292万9,000円の減、知的障害者施設支援費429万8,000円の増、老人福祉費で後期高齢者医療システム220万6,

000円の減、老人保健繰出金267万2,000円の増、児童福祉費で次世代育成支援対策補助金616万1,000円の減が主な内容です。

農林水産業費は、糖業振興費の外郭団体負担金400万円の減、耕地関連事業の古里地区事業計画作成業務委託料221万5,000円が主な減額です。

土木費については、宇和寺団地整備事業費の実施設計委託業務197万5,000円が減額になっております。

教育費については、学校建設費の与論小学校建設事業費742万5,000円の減となっております。

公債費については、元金償還金570万円が増額になっております。

諸支出金については、基金費の財政調整基金への積立金7,360万5,000円が増額です。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

質疑ありますか。

9番。

○9番（野口靖夫君） 教育委員会の方に、ちょっとお聞きします。38ページであります、そこの保健体育施設費、ここでですね、192万5,000円町単独補助金の減額がございます。

私がお聞きしたいのは、のことではなくして、これに関連してお聞きしたいということなんですね。

実は今本町の中学生あるいは高校生のレベルがですね、県体も優勝して九州地区大会でも優勝して、全国大会とかいうことが頻繁に起きてきておりまして、これは非常にうれしいことであります。そういうことからいたしましてですね、特に全国大会というものは、それまでにですね、県大会、郡大会、あるいは九州大会ということで、その保護者、いわゆるご父兄のですね、負担というものは、旅費に対する負担というものは、非常に年々かさんできているような気がしてなりません。

そういうことでですね、これからは郡体、県体あたりまではですね、これは確かにこれだけ財政が非常に厳しい中でですね、本町の予算から財政投入するということは難しい、補助金を出すというのは、特に一般財源から持ち出しというのは難しいこともわかります。

ここで私が申し上げたいことは、全国大会というこの大きなですね、小さな大会

を乗り越えてですね、全国に行くというこのすばらしい若者のですね、その努力からしてですね、親としてはあるいは本町の町民としてもですよ、やっぱしこういうのには誉めてあげてですね、伸ばしていくということが必要だと思います。

そういうことからいたしまして、これはどのスポーツに限らずですね、例えば単純にバレーがいいとか空手がいいとかいうことではなくしてですね、そういうことではなくして、これだけの全国大会の出るというその努力とそのいわゆるもう財政的な負担とかですね、考えるときに、せめてですね、ある程度臨機応変にですね、そういう大会においては本町から、厳しい中からですね、何かの財源を削ってでもですよ、あげるということが、持たしてあげるという確固たる信念がですね、必要じゃないかと私は思います。

そういうことからいたしまして、この減額したから申し上げるんじゃないんですよ。減額したから申し上げるんじゃなくして、残ることは残して、次に使うのは当然だと思います。ですけども、私が申し上げたいことは、こういう問題が出てくる可能性があるということはですね、常に念頭に置きながら、特に急を要するときがあります。急にそのこれだけのこと、臨時議会を開いてですね、補正を組むとかいうことも難しいこともあります。もちろん予算ですから、臨時議会で対応しなければなりませんが、そういう特例措置みたいなものはですね、常に念頭に置かれてですね、ある程度の教育的な財政の幅を持たせてですね、これからは組まれることも必要じゃないかと思いますが、その点、教育長はどうお考えになっておられますか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） ありがとうございます。確かにこの中高一貫教育の中で、子どもたちがいろんな場で活躍できる機会を次々得まして非常にうれしく思っております。しかし同時にまたそういったようなうれしい悲鳴ということにもつながるわけでございますが、中学生はですね、基本的に全国大会というのではないわけです。一応県レベルまでですので、これに対しては一応予算を組んでございます。問題は中高連携による吹奏楽あたり、これが九州大会に出る。これについては、やっぱりこの義務教育の中学校に対しては、中学校費の中から出しますし、高校では一応高校でも出しております。で、更に高校独自の、例えば今度の女子空手とかあるいはこれからもいろいろ出てくると思いますが、今当面のところは女子空手、これについてはですね、県立高校なもんですから、その子どもたちの補助は一応県の方の例規定に基づいてあるようです。更に引率する先生方についても、旅費が出るということになっております。で、その高校がこのように全国大会に出ることに関しては大変喜ばしいわけでございますが、直接町の方からの予算計上というのは、今のと

ころ、もちろん以前韓国への修学旅行、外国への修学旅行費も一応出した経緯もありますが、それに対してはやっぱり県の方からですね、県立高校だからということで、むしろ指導を受けたような経緯もありまして、現在のところ高校生の遠征費、遠征に係る旅費というのは、ちょっと計上がしてございません。

以上です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 今教育長の方から修学旅行の件に関してのご答弁ございましたが、これはですね、我々もこれは調べました。県立高校だから県の方がこれはもうやるんだという、県の教育委員会の方から指導があったということも前聞いておりますが、これはですね、大島郡内で北高もですね、大島のですよ、北高も修学旅行に対しての助成措置をやってるんですよ、笠利町が、合併する前にですね。あるんです。だから、そして北高があったもんで我々与論町の方もするべきじゃないかということでやつたら、今度県の方、教育委員会の方からですね、その指導があったということで、私は非常に馬鹿な話じゃないかと思うんですよね。県の教育委員会がそれだけのことを考えてあるならば、それなりのですね、措置をしていただかなければならぬわけなんです。やってないわけです。県全体のレベルの中でですね、特にこの与論という離島という、この県都から非常にはずれているこれだけハンディを持ってる島ですよ。その島からですね、出るときに鹿児島の地域の近いところはいいですよ、鹿児島空港とかあるいはまた中央駅に近いところはいいと思います。バスもどんどん通りますから。だけども本校の場合ですよ、与論高校の場合は、これはもう一歩出たら全部金なんですね。渡る額も大きいわけですよ。そして、あるいは修学旅行の話になりましたけれども、大会においてもですよ、それなりに頻繁に出ないかんわけなんですよ、島外に時間を掛けて。

そういうこともありますからね、私はその県の教育委員会とお話されるときはですね、ご指導は非常によろしいんだけども、それに対する見合った財政措置をしていただける保障があるならばですよ、それはもうごもっとも、ありがたいわけです。別に我々、本町の財政厳しい中から出す必要はない。だけどもなければですよ、この与論高校に通っている子どもたちというものは、ほとんど与論島の出身のですね、これから与論町を背負う未来のある高校生なんですよ。それに対して我々が知らぬ存ぜぬということですね、財政が厳しいから、じゃあ県立高校はほつとうということはできないと思うんですね。これはもう中高一貫教育校ということでやってきている以上は、これはもう堂々とですね、それはもう県の方にも言っていただいて、やるべきだと私は思います。それをまた理解できないような県の教育方針であるならば、これは全くいわゆる離島のことを考えてないといいますか、そ

いう教育行政では私はよくないと思いますね。そこら辺から、もう一回教育長の確固たる態度というものをお示しいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 基本的にですね、離島でも市内でもそれなりに必要な旅費等の計上はなされてると思うんですね。で、そういう意味では離島が故にそういうふたハンディがあるということは、まずないんじやないかというふうに思っておりますが、そのことはもう一度確認をいたしたいと思います。

やっぱり基本的に我が与論高校の場合は、与論町立与論高校というふうな認識でお互いおりますので、そのような立場での今のようなご質問があったことは非常にありがとうございますし、そのことを通して高校の方にも申し上げ、また県の方にもそのような意向というものはお伝えしたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） ですから私が申し上げたいことは、教育長ね、今修学旅行のことに関して、これ3年に1回の行事なんですね、プロジェクトなんですよ。それに対する対応はわかります。教育長が修学旅行の話を出されたから私は申し上げたんであって、このスポーツ大会、イベントというものはですね、郡体で勝ち上がり、県体で勝ち上がり、九州大会で勝ち上がって、全国大会に行くわけなんですよ。それ、何回行くんですか。時間と金が掛かりますよ。保護者の負担というものの、大きいわけなんです。

だから私が今絞って申し上げてるのは、県立高校だからということだけではなくしてですね、やっぱりわが島の将来を担う子どもたちの育成のために、これはやっぱり町としてもですね、ある程度の負担を持つべきではないかということを申し上げるわけなんです。ですからそこら辺をですね、県が一々口出す必要はないと思います。出すんだったらですよ、口を出す前にお金を出しなさいと言えばいいんです、その県の教育委員会には。そうなんですよ、それが同じ平等の立場になるんですね。同じ平等、教育というものはそうでしょう。いつも教育長の先生が言わっているとおり、平等のスタートラインに立たなければいつまでも差ついてしましますよ。スタートラインを同じにしてですよ、鹿児島市内の高校生も与論の高校生もスタートラインを同じにしてから、それからよーいどんだったら話はわかりますけれども、すでにスタートラインが隔たり落ちてるところからですよ、レベルを上げなさいと言ったって、これはもう難しい。だからそういうところをですね、ぜひ一つ考えていただきたいということで、申し上げてるわけなんです。

ところで、財政当局である町長、財政指導はやっぱり町長の決断力が非常に大事だと思います。ですから、教育長、相談されてね、今後どのようなことを考えてい

かれるのか、一つご答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもの考え方といたしましては、やっぱし子どもたち、与論町の子どもであると。町立中学校、県立高校という、これ一応区別されていますけれども、子ども育てる上ではですね、私は必要に応じて、やっぱしますやっていくべきじゃないかというふうに思っております。以前にもですね、いろいろと町からの補助を父兄に対してもやった経緯もありますし、必要に応じてやってまいりたいと、教育長と相談してやってまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど教育長が言いましたように、我々の子どもたちという立場から、県がやるべきことも堂々と主張してですね、その点もやりますけれども、町自体も考えていくべきだというふうに考えておりますので、場合を検討しましてですね、考えていくべきだというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 私の方からはですね、この補正予算の減額に限っての説明をいたします。192万5,000円の。

[「それいらない」と呼ぶ者あり]

○教育委員会事務局長（野田俊成君） いいですか。

[「これ見ればわかる」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） ほかにございませんか。

3番。

○3番（喜山康三君） 特にスポーツとか、昨年もありましたけど、少年野球の試合で優勝したら旅費が足りないということでですね、いろいろ諸事情で町にいろいろお願いすることがよくあるということは耳にしてます。

また私のところにも、こういうことがあったけど補助は町からなんとかできないかなっていう話もいろいろありますけど、それについてですね、先日コーラルホテルで音楽、催し物があって、中村みずきでしたっけ、スポーツクラブの主催でされましたけど、この予算はどこから使われているんでしょうか。

それとですね、スポーツクラブの予算、スポーツクラブという名称ですので、やはりスポーツに使われるのかなと思ったら、音楽祭にも使われるんだと、のかなあという疑問がありまして、お聞きしてますけど、それいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） スポーツクラブそのものが、名称は確かにスポーツの名前を冠してますけれども、当初ですね、その発足の時でも確認したんですけども、島の活性化のためにスポーツクラブが人材の供給源になっているというこ

とで、スポーツに限定したそういう活動だけは想定しておりません。

そういう中でいわゆる音楽活動とか文化活動ということで、今回特に中村みづきさんをお招きして、ああいう催し物をしたわけでございまして、一応これまで200数十万円の国からの補助金を得まして、そのスポーツクラブの立ち上げにこぎつけたんですけども、19年度は町から100万円の補助金をいただきました。20年度当初も80万円か90万円の補助金を用意しているところですけども、この財源はですね、スポーツ会員に登録しますと5,000円、一人年会費5,000円を納めて会員になります。また、家族で入る場合が年会費1万円ということで、そういう会費と町の補助金がスポーツクラブの活動の財源になっております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 3番。

実を言うと、先般東京フィルの方々が奄美の方で演奏があるということで、与論まで足伸ばして演奏できるための曲とですね、局長さんの方にお願い、担当者の方からお願いしたけどだめだったということで、したことなんんですけど、私が思うのは、こういう助成についてスポーツとか芸術文化、さまざまな分野があると思うんですよ。それにその、例えば今野口議員さんの方から言われたように、一定の線引きをして全国大会の場合はこのぐらいはしましょうとか、限度額はこれだけにして、こういう大会でここで優勝したときは出そうかとか、一定の指針みたい、ライン引きをされるとですね、非常に公平性が保てるんじゃないかなということで普段から思ってたんですけど、今回スポーツクラブの活動のあり方を見たり、与論町が全くお金を入ってないというならともかくですけど、やはりその辺のいわゆる整合性が非常に欠けてるじゃないかなという印象がありまして、できればこういう遠征とか、スポーツ大会だとか、全国大会あるいは九州大会とか、いろいろあると思うんですよ。それはスポーツ、芸術、音楽いろんな分野にかけて、その辺についての一定の方針とか指針をですね、示していただけると非常にありがたいなと、判断もしやすいなと思えるんですけど、その辺についてご検討を要望しておきます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 10番。

11ページと12ページ、そして20ページに関連いたしますが、まず知的障害者の施設支援負担金が増になっており、その隣り合わせでまた小規模通所施設運営費補助金が減になっておりますが、この関連について、内容についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 私がご説明申し上げます。ただ今のお問い合わせにつきましては、20ページの方のですね、款項目、3、1、1、社会福祉総務費の中の19節の負担金、補助金及び交付金のところの国庫補助金ということで、小規模通所授産施設運営費補助金ということで、1,050万円の減を計上いたしておりまして、また合わせて20の方の扶助費のところで同じく国庫補助扶助費で知的障害者施設支援費という形で429万8,000円を上げておりますけれども、実はこれはこの内小規模通所授産施設につきましてはですね、実は具体的に申し上げますと、德州会の秀和園という知的障害者の施設がありますけれども、その事業所に対する補助金という形で計上させていただきましたけれども、今年はちょっと当初の段階で上げてしまったんですけども、名称が違っておりますですね、補助金ではなくて扶助費という形でこの同じ秀和園にですね、知的障害者施設に対する扶助費とする方が正しいということで、こちらの方に新しく429万8,000円という予算計上させていただきましたけれども、あくまでも実態は德州会の秀和園という知的障害者施設に対する扶助費という形で移行、シフトしているということでございます。

その数字の違いにつきましては、また執行残とかそういうのを実績に応じて扶助費をお下げするという形で調整させていただきました。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） じゃ予算、変更して予算が計上されておりますが、ということはこれから支出するわけですが、これはもう少し早めに算定をし直して計上をし、早めにその秀和園の方にお差し上げして、その活動をより活性化させる方策は考えられなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい。もう少し早くその予算の項目を変更すべきでしたけれども、私どもの手違いでちょっと遅くなりまして申しわけありませんでした。

知的障害者施設支援扶助費と形で今後計上させていただいて、これからこういった障害者の方々に対する支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） できれば今後そういうことについては、できるだけ早めに対応していただきたいと思います。

次にですね、25ページの外郭団体等負担金の中で、大学と連携した地域づくり事業負担金が減になっておりますけれども、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この事業につきましては、実は鹿児島大学、与論の方できとうきびのはかまの処理施設をつくりたいということで、これまでお願いを申し上げまして、今現在鹿大の方でこの研究をやっていただいているわけでございますが、実はこの大学の先生の方でこうじ菌を使ったプラントをつくらないとできないということがありまして、それで製糖企業の方とご相談申し上げましたら、今のはかまに糖蜜を散布した状態で飼料化をできないだろうかということからしまして、この麹菌のプラントにかかる費用につきましては、国庫で認めてたということをございましたけれども、これにつきましてはこのこうじ菌のプラントが不要になったということと、それから今後それをつくった場合に、非常に敷地がないということと、高額に、その飼料化が高額になってくると、牛の飼料が高額になってくるということ等もありまして、こうじ菌を使うプラントにつきましては今回辞退をしてもらった関係で国費を一応返納したということでございます。

で、あとのはかまを、その糖蜜をかけてやって分析している、つくってはかまを使ってやってる分については、今鹿児島大学の方で研究をしていただいております。それは町単の事業でお願いいたしております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今引き続きその事業を継続されておられるということありますので、非常にいいことだと思いますが、今この前も話が出た中で、例えば今与論の方でも高知大学の珊瑚の関係とか、今鹿児島大学の活性化センターの関係とかっていうことで、大学といろいろ連携をさせていただいて進めているわけでございますが、九州大学のどことだったですかね、住民の、全住民の医療健診をずっと何十年かこうしてきて、それを研究とその町民の健康増進に役立てているという話があって、与論町あたりでも、そういう大学と連携をしながら地についたものができるのかという話を聞いてきたばかりで、こういうことについてはぜひ今後とも緻密にですね、産学官というのが連携ということもありますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次にですね、臨時財政対策債の900万減について、お願いいいたします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは1億円で計上してましたけど、県の方からの割り当てということでございます。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 割り当てというのは、じゃあ年度末近くになってきてから、県全体のを勘案をして与論町はこれだけだということできたということですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） そのとおりでございます。

○10番（麓 才良君） 以上です。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（本畠敏雄君） 23ページのですね、衛生費のし尿処理費で、し尿タンク改修工事をちょっと説明をお願いできますか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ご説明申し上げます。今町のし尿処理につきましてはですね、3カ所契約といいますか、処理をお願いしている土地の方々が3名いらっしゃいます。その3名の方々の内ですね、2カ所につきましてはですね、かなり以前に契約をしたところで、子どもさんの代になりましたときにですね、ちょっともう受けがたいと、受け入れがたいというふうなご意見が出ております。その内の特に一つはですね、具体的に場所を申し上げてもよろしいかと思いますけど、前浜の上のはうですけど、シゴーの方に1カ所、そのし尿を処理するタンクがありますけれども、それかなり老朽化をしましてですね、その老朽化に伴うそのタンクの、鉄筋コンクリートでできておりますけれども、この補修を予定しておりました。しかしながら、子どもさんの代になりましたですね、ちょっと受け入れがたいということの話になりました、であればその今かなり老朽化進んでおりますけれども、何とかしばらくの間は使えるということでこの、こちらのタンクにつきましては現状のまま3月いっぱい、ないしは今度当初予算で別のちょっと方策を提案申し上げますけれども、そちらの方に移行するという別の方法を取るということですね、私も考えておりまして、ですから当初計上しましたこの老朽化の進んだこのシゴーの方のタンクの補修につきましては、あえて補修する必要はないというふうに判断しまして、不用額として残させていただいたということでございます。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第6号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成19年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第21 議案第18号 平成19年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

○議長（町田末吉君） 日程第21、議案第18号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第18号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

主なものは、歳入で国庫支出金2,898万3,000円、県支出金526万6,000円、療養給付費等交付金658万3,000円、繰入金1,566万8,000円の増額。歳出で、療養諸費5,468万9,000円、共同事業拠出金52万円、保健事業費58万6,000円の追加を計上しています。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成19年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第22 議案第19号 平成19年度与論町老人保健特別会計補正予算 (第4号)

○議長（町田末吉君） 日程第22、議案第19号、平成19年度与論町老人保健特別会計補正予算（第4号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第19号、平成19年度与論町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入につきましては、支払基金交付金1,603万2,000円、国庫支出金1,068万8,000円、県支出金267万2,000円、一般会計繰入金267万2,000円などが主な増額の内容です。

歳出につきましては、医療諸費3,206万4,000円が主な増額です。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第19号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成19年度与論町老人保健特別会計補正予算（第4号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成19年度与論町老人保健特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第23 議案第20号 平成19年度与論町介護保険特別会計補正予算 (第3号)

○議長（町田末吉君） 日程第23、議案第20号、平成19年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第20号、平成19年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で、保険料309万円、国庫支出金643万6,000円、支払基金交付金741万8,000円、県支出金302万3,000円の減額、財産収入8,000円の増額、繰入金292万9,000円の減額です。

歳出で、総務費73万9,000円の増額、保険給付費2,363万5,000円の減額、基金積立金8,000円の増額を計上しております。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成19年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成19年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第24 議案第21号 平成20年度与論町一般会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第24から日程第31までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質疑に止めます。

日程第24、議案第21号、平成20年度与論町一般会計予算を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第21号、平成20年度与論町一般会計予算の提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度7.8%の伸びで、37億7,074万7,000円となっております。

歳入ですが、町税につきましては、前年度の実績を踏まえ2億9,353万6,000円を計上しております。地方交付税については、国の増額確保の動向等を踏まえ、18億円を計上しておりますが、内訳としまして普通交付税については、前年度当初予算額に対し3,000万円増の17億円を計上するとともに、特別交付税は前年度当初予算額に相当する1億円を計上しております。

国庫支出金は、4億7,105万5,000円ですが、義務教育費国庫補助金や地域インターネット基盤整備事業補助金等の影響により、2億1,757万8,000円の増額計上となっております。

繰入金は、2億8,800万円を計上しておりますが、前年度当初予算額より8,

100万円の減額となっております。

町債については5億540万円を計上しておりますが、町単独道路整備事業、地域インフラネット基盤整備事業、学校教育施設等整備事業等の影響で、7,670万円の増額となっております。その他の収入につきましては、それぞれ前年度実績を勘案し、見込み得る額を計上しております。

歳出につきましては、対前年度の増減の主なものとしまして、総務費で地域インフラネット基盤整備事業費1億8,108万円及び戸籍住民基本台帳費9,001万2,000円が増額になっております。民生費は、老人保健特別会計繰出金4,241万6,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金2,419万9,000円の増が主な内容です。衛生費は、老人保健事業費1,528万7,000円が主な減です。農林水産業費は、農業・農村活性化推進施設整備事業補助金2,154万7,000円の減、保安林指定予定地用地購入費473万8,000円の増が主な内容です。

土木費は、宇和寺団地整備事業費3,200万円の増、赤佐住宅跡地緑地公園整備事業費1,284万円の減などが主な内容です。教育費は、与論小学校校舎増改築工事費9,757万9,000円の増、与論小学校解体工事費1,420万円の減が主な内容となっております。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第25 議案第22号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第25、議案第22号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第22号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年比28%の伸びで、8億9,412万9,000円となっております。

歳入につきましては、保険給付費の増加に伴い、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金を前年度に対し増額計上しております。また、20年度制度改正に伴い、新たに前期高齢者交付金9,011万7,000円計上されております。

歳出につきましては、前年度比の増減の主なものとしまして、保険給付の増加に伴い、保険給付費が1億5,260万3,000円の増、共同事業費拠出金が6,509万4,000円の増となっております。また、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金等が1億413万7,000円の増、1期老人保健拠出金が1億2,368万8,000円の減が主な内容となっております。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第26 議案第23号 平成20年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第26、議案第23号、平成20年度与論町と畜場特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第23号、平成20年度与論町と畜場特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、前年度と同額の47万9,000円となっております。

歳入の主なものとしまして、使用料及び手数料3万5,000円、繰入金44万3,000円を計上しております。

歳出につきましては、総務費47万9,000円を計上しております。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。



## 日程第27 議案第24号 平成20年度与論町老人保健特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第27、議案第24号、平成20年度与論町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第24号、平成20年度与論町老人保健特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成20年度4月から老人医療制度が後期高齢者医療制度へ移行されることにより、予算の規模は、対前年度75.3%の減少で、1億6,000万円となっております。

歳入につきましては、制度改正により医療諸費が減になったことに伴い、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等、全科目において減額を計上しております。

歳出につきましては、総務費20万2,000円、20年度3月診療分及び過誤調整分の医療費として1億5,949万6,000円が主な内容となっております。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。



## 日程第28 議案第25号 平成20年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第28、議案第25号、平成20年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第25号、平成20年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度1.4%の減で、2,230万3,000円となっております。歳入で分担金131万6,000円、使用料976万6,000円、繰入金1,121万9,000円、歳出で総務管理費1,414万2,000円、公債費78

6万1,000円を計上しています。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第29 議案第26号 平成20年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第29、議案第26号、平成20年度与論町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第26号、平成20年度与論町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度15%の減少で、3億4,034万4,000円となっております。

歳入につきましては、保険給付費の減に伴い、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を前年度に対し減額計上しております。

歳出につきましては、対前年度の増減の主なものとしまして、保険給付費が6,238万2,000円の減、地域支援事業費242万円の増が、主な内容となっております。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第30 議案第27号 平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第30、議案第27号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第27号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から新しくスタートする制度であります。予算の規模は6,341万円となっております。歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料3,827万7,000円、一般会計繰入金2,419万9,000円、保険事業費補助金85万6,000円を計上しております。

歳出につきましては、総務費36万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,129万7,000円、保険事業費174万9,000円が主な内容となっております。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

### 日程第31 議案第28号 平成20年度与論町水道事業会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第31、議案第28号、平成20年度与論町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第28号、平成20年度与論町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,730件、年間給水量60万トン、1日平均給水量1,644トン、建設改良事業費4,344万6,000円となっております。収益的収入及び支出の収入で、営業収益1億7,358万4,000円、営業外収益463万5,000円、支出で営業費用1億6,330万7,000円、営業外費用1,321万7,000円、資本的収入及び支出の収入で、工事負担金35万円、支出で建設改良費4,344万6,000円、企業債償還金 3,824万7,000円を計上しています。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

### 日程第32 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第32、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議案第21号から議案第28号について、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第28号については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長各1人を互選していただきます。

暫時、休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時25分

開会 午後2時25分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定の旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に大田英勝君、以上のとおりでありますので、報告をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月18日、本会議、一般質問であります。定刻までにご参集ください。

本日は、これで散会します。ご苦労様でした。

-----○-----

散会 午後2時25分

# 平成 20 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 20 年 3 月 18 日

平成20年第1回与論町議会定例会会議録  
平成20年3月18日（火曜日）午前9時20分開議

1. 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 一般質問

2. 出席議員（11名）

1番 供利泰伸君	2番 福地元一郎君
3番 喜山康三君	4番 本畠敏雄君
5番 坂元克英君	6番 大田英勝君
7番 酒匂展秀君	8番
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 喜村政吉君	12番 町田末吉君

3. 欠席議員（0名） 欠員（1名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12名）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計課長 松井村悦君
税務課長 沖吉明君	町民福祉課長 沖野一雄君
清掃センター所長 杉田愷孝君	産業振興課長 池田一郎君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 岩村安峰君

5. 職務のため出席した事務局職員（2名）

事務局長 岩村中里君 書記 林孝徳君

開議 午前9時20分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に、発言を許します。

3番、喜山康三君。3番。

○3番（喜山康三君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○3番（喜山康三君） 平成20年第1回定例議会一般質問をいたします。

南町政における積極的な企業誘致推進の成果が、着実にその実を結ぼうとしています。いよいよ本格的な島の夜明けが来るのか、島内外から南町長の外交手腕には驚愕と羨望のまなざしが向けられています。誘致企業の生死は町長以下、町民、議会の知恵と努力の結晶が大きな影響を及ぼすものと考えます。

本町への企業進出は、単なる経済的な意味だけでなく、長い間培われてきた伝統や慣習の変換への決断と行動も強く要求される大きな節目の時代に入ることになると考えます。与論の新時代の幕開けにふさわしい質問を行いたいと思います。

1. 与論町の持続的発展に向け、次の点について見解を伺いたい。

（1）冠婚葬祭のあり方や飲酒慣習などの見直しと改革を図ることは、持続的発展の基礎ではないかと考えるが、町長の見解を伺いたい。

（2）産業振興による深刻な環境汚染が進んでいる。施策と対策について見解を伺いたい。

（3）役場の人的資源確保と能力啓発など、組織運営ビジョンについて見解を伺いたい。

2. 認定こども園及び出産、子育て支援について見解を伺いたい。

（1）認定こども園の一時保育、延長保育、休日保育など保護者要望や不安に対する対策について伺いたい。

（2）離島地域出産支援事業ほか子育て支援について見解を伺いたい。

3. 公共交通機関としてのバス事業、光ファイバー敷設を伴うインターネット事業について見解を伺いたい。

（1）公共交通機関としてのバス事業、運営、運行のあり方について見解を伺いたい。

(2) 光ファイバー敷設を伴うインターネット事業について見解を伺いたい。

続いて、質問席より質問いたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず第1に、1の1について、ただ今の喜山議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、1の1について申し上げます。

冠婚葬祭のあり方につきましては、昭和30年から国が全国的に進めてきた「新生活運動」の中でも重点的に取り上げられ、その簡素化が図られてきた事項であります。

本町では、昭和56年に「新生活運動推進協議会」を発足させ、親切運動・社会奉仕運動・冠婚葬祭の合理化を推進してきているところであります。とかく華美になり、金がかかる冠婚葬祭を簡素化し、生活の合理化を図るために、新生活の決まりのしおりを作成し全戸に配布して、町民への周知徹底を図っております。

こうした運動の結果、中央公民館での結婚披露宴の「千円会費制」、香典を千円に統一したこと、香典返しの自粛及び礼状廃止等、相当の成果を見ていることはご案内のとおりであります。

一方で、運動の成果が上がらない事項も少なからずあることも確かであります。十日祭り等の際に、予定外の人の来訪に、お膳の準備が間に合わず困ってしまったということを耳にするのは、その一例であります。

今後は、これまでの取り組みの成果と課題を整理・検証しながら、冠婚葬祭のあり方の見直しを更に検討してまいりたいと思います。

飲酒習慣につきましては。与論献奉（祝杯）のあり方については、従来から指摘されていることは承知しております。集団での飲酒の機会は、各種の祝宴や慰労会等さまざまあり、またその目的は慶事や物事の達成、完成の喜びをみんなで分かち合ったり、相互の懇親を深めながら、人間関係の円滑化を図ること等にあるかと思います。

与論献奉は、その座を盛り上げる最も有効な手段として、本町では昔から慣習として行われ、島外來訪者から、大変喜ばれていることも確かであります。

しかし反面、与論献奉は個人の許容量を超えた飲酒につながり、それが一部の事件、事故原因になった点も、以前から指摘されております。与論献奉（祝杯）の功罪が、未だに議論される所以であります。

これまでも、新生活運動の一環として、与論献奉（祝杯）の「適物適量1回だけ運動」を推進しており、飲酒量は以前と比べて、かなり減少していると思います。

しかし、今後とも更なる取り組みをしてまいりたいと思います。

次に、1の2についてお答えします。

農業の所得向上を図るために、古来から化学肥料や化学農薬を使用することにより、生産性の向上を図ってまいりましたが、過剰な施肥や過剰な農薬の施用は、作物の健康を阻害するだけでなく、環境や人間への影響もあることから、農業生産においては、適正な施肥や農薬の施用が行われるよう指導しております。

また、近年本町においては、肉用牛の価格高騰に伴い、牛の飼養頭数が増加してまいりました。こうした中にあって、牛の糞尿や生活雑排水等が海へ流入し、富栄養化になっているとの調査報告もあり、その対策として堆肥舎建設の推進と堆肥センターへの牛糞の回収を行い、適正処理に務めております。

また、農薬の適正施用についても、使用基準の遵守、登録農薬の使用等、啓発に務めてまいります。

農家においては、安全、安心な農産物の生産に取り組んでおります。こうした状況の中にあって、農薬や化学肥料を施用しない有機認証農家や、化学農薬や化学肥料を栽培基準より2割程度削減するエコファーマー認証農家が増えてきており、今後も引き続き化学農薬や化学肥料の適正施用を指導するとともに、家畜糞尿の処理については、堆肥センターの更なる活用により、適正処理を行っていくよう指導してまいります。

次に1の3について、お答えします。

行政にとっては、中長期的視野に立って、時代が求める行政サービスを提供していくためには、行政の担い手である職員一人ひとりの能力開発が重要な要素の一つとなっております。また、組織の中には、職員の能力アップによって組織全体の能力を高めることができることは求められることは申すまでもありません。

ご質問の人的資源確保につきましては、新規の職員採用と在職者の能力開発による方法があると考えています。

のことから、職員の能力開発を総合的、計画的に推進するための基本事項を明確にし、能力開発に関する諸施策実施の基準とするため、平成16年度に「人材育成基本方針」を定めております。

具体的な施策として、職員自身が自発的に取り組む「自己啓発」、職場において職務を通じて行う「職場研修」及び日常の職場を離れ、研修所等で実施する「職場外研修」の3つが柱ですが、それぞれの特性を踏まえ、また、それらを連携させて、総合的な能力開発の促進に取り組むこととしております。

現在、町の職員研修規定に基づき、職員としての基礎能力を確保するための研修として、町主催研修のみならず、鹿児島県自治研修センター等とも連携を図り、昇

格や配置換えといったような機会を捉え、それぞれの職階に必要な能力を効率的に養成する研修や専門性を高める特別研修を実施しております。

身近なところで、反復、継続した学習が可能である職場研修による専門的な知識技術や情報を共有し、事務効率を上げる研修につきましては、今後、所属長のリーダーシップのもと、計画的に取り組んでいくこととしています。

特に職員の能力開発は、本人の主体的な取組みによる「自己啓発」が極めて重要になりますが、能力開発を効率的に進めるためには、自己啓発を本人の自主性のみに頼るのではなく、組織として職員の自覚を促すことが必要だと認識しております。

のことから、やる気の出る職場づくりや学習風土づくり等のため、職員が業務に関連する自己の能力、適正、意見希望等を意思表示することができるよう、自己申告制度を活用して自己啓発意欲の向上を図り、自己啓発を推進してまいります。

21世紀の地方行政は、ますます地域間競争が厳しくなり、職員が組織内における役割を遂行していくことはもちろん、地域の経営を自らが担うという意識が求められており、職員自らが、行政の専門家として自主的かつ主体的に能力の向上を図ることができる環境を実現することが望まれることから、人材育成基本方針を踏まえ、長期的視点で人材育成を総合的に展開してまいります。

次に2の1について、お答えします。もとい、次の2の1については、教育長が申し上げます。

次に2の2について、申し上げます。

離島地域出産支援事業の実施につきましては、昨年から議会の皆様とともに、関係機関、団体等を通して、要望を続けてまいりました。

最近の新聞等により、実現の動きについての情報は得ておりましたが、先月下旬にようやく県庁保健福祉部子ども課の担当係長から、新年度予算案に計上する事業スキーム、計画・企画ということですが、スキームについてのお知らせということで事業概要の連絡を受けたところです。

それによりますと、常駐の産科医がない県内の有人離島の妊婦を対象に、余儀なく島外において妊婦健診及び出産をする場合に、往復の船賃と宿泊費の実費相当額の3分の2を補助基準額として、最大5回までを補助対象としています。

また、島外で出産に備えて待機する場合、あるいは島外の医療機関に緊急搬送される場合の移送費、これは船運賃相当額で上限10万円としているわけですが、について、それぞれ3分の2を助成対象としています。

ただし、これらの対象経費（補助基準額）について県と町で折半で負担するという内容になっております。

この詳細につきましては、現在、実施要綱、補助金要綱等を検討中とのことであります。町としましても、県と連携を図りながら当該事業の実施に努めていく所存であります。

加えて、町独自の条例に基づく出産支援金及び国民健康保険条例による出産育児一時金の継続支給はもとより、妊婦の定期的な健康診査の受診については、町費負担を5回、平成18年度まで2回、翌19年度から4回になっております、5回に増やすべく、新年度予算に計上させていただいたところです。

今後とも、子育て支援につながる施策等の実施につきましては、最大限の努力を注いでまいりたいと考えております。

次に3の1についてお答え申し上げます。

現在、公共交通機関として1路線を運行しておりますが、運行内容としては、1日1回、夏場だけ12回の運行を行っています。現在の運営は平成7年からバス会社の赤字経営による廃止路線に伴い、公共交通の存続が必要となったため、バス会社に委託し赤字にかかる経費を支払っているところです。

その経費の実績により翌年度県補助金として、約230万円をいただき不足分を町が負担していましたが、平成21年度から平均乗車密度が1.0未満の市町村には交付されないことになり、与論町は0.8人であるためこのままでは県補助金が交付されないことになります。

これを受け、先般検討委員会を開催し、路線の一部変更、運行時間の変更、料金の定額化と観光客向け2日間乗りっぱなし乗車券の発行の申請を、バス会社から九州運輸局へ提出したところであります。これにより、ある程度の乗車率の増加が図られると思いますが、赤字解消には極めて困難な状況であり、今後住民のニーズや運行形態等を調査検討してまいりたいと考えております。

次に、3の2についてお答え申し上げます。

第4次総合振興計画の中で、「情報の島づくり」を掲げ、平成13年には与論町情報教育プランを策定し、これまで「IT活用によるe-まちづくり、エレクトロニクスーまちづくり」の推進に取り組んでまいりました。

平成15年8月には、県内初の試みとして、島内全域で開始されたADSLサービスの提供も現在約700回線以上の利用を見るにいたり、本県の離島に置いての普及率は高い位置を占めており、現在なおサービス提供の希望者が後をたたない状況にあります。

しかしながら、ADSLの弱点である上りの容量が少ないと、基地局から距離による速度の制限等により企業誘致等が難しい状況に直面しており、超高速回線である光ファイバーサービスの導入が喫緊の課題として浮上してまいります。このこ

とから、幹線ルートを整備する上で、平成20年度に地域インターネット基盤整備事業により公共施設間を整備するとともに、平成21年度に地域情報通信基盤整備維持交付金事業により各民家等への光ファイバー網を整備することにより、より充実した住民へのサービス提供が行えるものと考えております。

ご指摘のインターネット基盤整備事業につきましては、現在、総務省に申請中ですが、3月末ごろ内示があるものと考えております。4月に本申請等、順次事務手続きを進めていくことにしております。整備内容としては、本庁舎を基点に各役場出先機関、各自治公民館、小中学校、図書館、病院及び老人ホーム等43施設を整備いたします。事業費につきましては、1億7,792万3,000円を計上しておりますが、国が3分の2の補助事業あります。

これら一連の事業をリンクさせることにより、2、3年後には病院などでの高精細映像を活用した、遠隔医療診断、防災・防犯や教育等の行政サービスの享受や企業誘致が図られるものと期待しております。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、2の（1）についてお答えします。

まず、一時保育につきましては、これまで民間の保育園のみで実施されてきたところですが、新年度からは認定こども園においても行うことにしております。

また、延長保育及び休日保育については、現在、民間保育園において在園児以外の受入を行い、補助事業及び委託事業として実施しているところです。

この延長保育及び休日保育を、認定こども園で新たに実施するためには、相応の園児数や保護者等のニーズはもとより、施設側の人材の確保や人件費等の新たな財源確保も必要であり、今後の検討課題であろうかと考えております。

なお、新たな認定こども園においては、保護者のさまざまな要望に対応するため、前述の一時保育のほか、親子の交流の場の提供、子育て相談等を実施しております。

また、入園幼児である「短時間利用児」に対しては、保護者の要望により、通常の降園時刻以降からの「預かり保育」も新たに実施しております。

新しい制度の実施ということで、保護者の皆様には多少の不安もあるかと存じますが、今後とも関係する皆様のご意見を十分拝聴し、協議を進めながらよりよい方向に向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） はい、3番。

○3番（喜山康三君） 町長の答弁にですね、ずいぶん時間がかかるって、再三お願ひしてるので、簡潔に要点を押さえて答弁を、重ねてお願ひ申し上げます。

1番の1なんですけど、冠婚葬祭のあり方の見直しを更に検討してまいりたいと

思います。ということですね、町長から答弁がありますけど、何をどういう形に検討して、何のどこを直すか、直すべきか、町長が考へてることについて伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答え申し上げます。

まず、簡潔にという希望がありますが、私どもとしては前から指摘されていることであります、できるだけ簡潔にということを最前提にやってるわけでありますけれども、ご質問の内容を判断したときにこれぐらい申し上げないと理解いただけないということでこうやってるわけでありますが、その件についてはまたいろんな委員会とかでですね、内容についてご指導いただければ、また検討してまいりたいと思います。

それから次お答え、生活改善についてお答えしたいと思います。これは各機関のですね、代表者が委員になりまして自治公民館の方々が中心でありますけれども、地域の考え方、今までの生活習慣、歴史の上に立った判断をしないと、「古きを尋ねて新しきを知る」という言葉があるとおりであります、前ばかり向いたやり方で行きますと、非常に後また実施という段階ですね、不可能な面が相当出てくる。今までの経緯の中でも、その内容を修正して、一見逆戻りしたような形のことも、今まであったわけあります。

そういうこともあります、徐々にですね、少しずつでもいいから前向きにやつていこうというのが、今の状況になっているわけです。ぜひですね、そのことについて、この生活改善については、全町的な問題でありますので、いろんな機会をみてですね、議会の方々ともいろんな角度からのご指導、いただければいいなというふうに考えておりますが、現在のところは地域の公民館長さんを中心とした方々を中心とした形で、地域住民の意見を取り入れた形で少しずつ進んでいるというのが現状でございます。その点はですね、なかなか遅々として進んでいないという感はございます。私自身もまたいろいろな細部に渡ってですね、生活しおりが、このしおりを全戸に全部配ってありますけれども、改正するごとに配ってありますけれども、これもやらなきやならんという部分がありながらも、やっぱし次を待とうという点が、何カ所かあるわけありますね、ぜひまたその少しずつでも前向きに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 今の町長の答弁は、今までう何回ともですね、同じ内容で答弁受けてますので、ある意味では全然進歩がないと。で、私、町長に率直に伺いま

すけど、町民からですね、葬式で町長が列席して、1時間から2時間、ずっとほとんどの葬式に参加していらっしゃると。それはちょっと問題はないかということで指摘を受けてます。

それと、もちろん弔う死者、亡くなった方への一つの弔いということで理解はできるんですが、また、町長だけでなく役場の課長、管理職の皆さんですね、葬式の中で、ずっと席の中にずっといらっしゃると、それもいかがなものかと、そういう指摘がありますんですよ。そら、厳然たる事実です。

だから、そのことについてもですね、私が言うのは、町民とかいわゆる自治公民館がどうのこうのじゃなくてですね、いろんな意味での与論町のトップリーダーとしてですね、その辺は変えていただいて、一つのリーダーシップを発揮したい。今からこういう形でいこうという形で、ぜひ方向性を示していただきたい。そういう意味でこれは私は何回も今まで出しましたけど、そういう意味で町長にこれをですね、強く要望する意味で出したんです。

町長、一言お願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私が葬式に出席する件につきましては、前にも指摘を受けましてお答えを申し上げたわけですが、全く答えは、また全く同じ答えしかできませんけれども、私はこの政治信念といたしましてですね、この亡くなつて、特に高齢者の方、亡くなつていかれる方、この島づくりにですね、命を懸けてきた方ですね、特別の事情がない限り、私は、町長は率先してちゃんと送るべきだと、私は人間的にそう思つてやってきております。それだけは、時代的に逆行だと言われる方もいらっしゃると思いますが、私自身は逆行とは思つておりません。私は、これは人間としてですね、やるべきことだと、特に島を預かる者、責任者ですね、今までやってきた町民の方々の苦しみに対して再認識するという絶好の機会でもあるというふうに私は思つております。心からありがとうございましたという念で送らなければ、私自身、自分の立場ですね、理解に苦しむ点もありまして、そのようにさせていただきたいと、前にもそのように申し上げますし、今回もそのようにお願ひをしたいと思います。

[拍手]

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 町長のですね、その意気込みは私は十分わからないわけじゃないんですよ。しかし政治家としての立場、南政吾の、一個人としての気持ちではなくてですね、町長としての、立場としての一つの考え方、あり方として、私はこれに対して疑問を投げかけているのです。

また、私だけでもなく、やはりいろいろな非常に多忙な町長さんという立場で、そんなに時間があるかとか、いろいろ言われますけれども、やはりできるだけですね、町長さん、その辺はですね、政治家の立場としてご理解していただいて、ぜひ大きく改革するよう要望しておきます。

それから飲酒の慣行ですが、もうこのことについても再三言っています。小中高生による空き瓶の回収について、私は、私の考え方では非常にいい感じには見受けられません。ここにですね、前新聞記事があるんですけど、道路美化に1メートル10円、香川県東香川市は市道の美化活動を行う団体に褒賞金を交付する「道路愛護褒賞金制度」というものをつくってあるんですね。これも前1回言ったことがあると思います。そしてこのときにですね、それに対して、先日も、この記事の中で、先日も中高生による遠征費用を稼ぐ目的で一升瓶やビール瓶などを集めているのをよく見かけます。

これは道路清掃をしているときに落ちているものをお金に換えたということであって、各家々を回って瓶をもらい受けて回っているのとは、全然意味が違うんですよ。だから、そういう意味でも私は今的小中高における瓶の収集のあり方、遠征費用の稼ぐやり方は非常に教育上、悪い方に私は解釈せざるを得ない。だから、与論町の町長さんですね、例えばその今的小中高生に遠征費用とかていうことで、いろいろ町に補助金とかもお願いすることもありますけど、どうですかね、海浜清掃をですね、与論の小中学校に一定の金額で業務委託するとか保護者会を通してやるとかですね、汗水を交換して対価を得るという意味での教育のあり方からも、そういうことをぜひ検討いただけないか、その点はいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、この件については直接父兄、瓶の回収についてはもう父兄が中心でやるわけでありまして、父兄会とかPTA関係のあれで出る問題かと思いますけど、前にも指摘されました件もありましてですね、やっぱり別の方法を考えるべきじゃないかという指摘もございます。また、町民よく頑張ってるという声もありますし、またあれはちょっとおかしいんじゃないかという声も、私自身やっぱり聞いてですね、いろんな意見があるのは、これ間違いないと思っているわけがありますが、その点については父兄の会合とかいろんな機会ですね、投げかけて検討してもらいたい。行政の立場からするなとかせえとかという、言える立場ではないというふうに思っております。その点につきましては、また立場がちょっと違うわけですけど、教育関係の立場からもですね、やっぱり検討する機会も持つてもいいんじゃないかと思っているわけですが、ただ私の立場でですね、やるなとかやらないとかということは言えないということあります。

それからもう一つ、資金稼ぎの問題についてですね、その意図とするとところが、私が聞いた範囲内では、子ども達にも汗水を流して、あんた方が遠征に行くところのその費用は、この、こういうことをしなければならないよという一つの教育も含まれているというふうに私は聞いて、活動の中で、何回も聞いているわけでありまして、その点の問題などについてですね、これもまたPTAで考えるべきことだというふうに考えておりますので、ぜひいい方向に進むようにですね、PTAでまたご検討願うようにお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） いいとか悪いとかを私は問うてのではなく、その別に補助金をあげるなあげるとかの話じゃなくて、こういう形で労働の対価でこういう金を得て、それで自分なんかの目的に使うという、そういう教育上からもそういう制度を町長が設けてもらえるよう要望しとります。

それから、4、5年前にですね、本町出身の方から役場に1通の手紙が舞い込んでくると思います。この内容が同じように私に舞い込んできてるの、読まさせていただきます。

酒飲みに甘い風土、シマンチュの一人としてもう少し節度を持って誰もが楽しくおいしい酒席になるよう心がけていただきたい。明日の仕事のこと、家で帰りを待っている家族のこと、何より健康のこと、個人的なこととしないで与論島の将来のこととしてとらえ、島民の合意を形成していただきたい。

もうこれを読めばわかると思いますけど、今度与論に工場をつくる山喜さんからですね、役場に届いた文書なんんですけど、これと同じようなですね、異口同音ですね、島内外の方々から、私よく言われるんですよ。皆様も耳にしたことがあるんじゃないかなと思います。一つですね、今のあり方についてですね、ぜひ町民一丸となって、町長を先頭にやっぱり検討してもらいたい、改めてもらいたい。

一つ、葬儀とですね、こういう飲酒の慣行とか、その辺昔から伝えられてることに対して、もう一度立ち止まって、見直してですね、直すべきは直す、また改めるものは改めるという形で、ぜひ町長の勇断、決断をお願いしとります。

町長、一言、簡単に。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 飲酒の習慣についてはですね、目的が親睦を図って、明日に能力を発揮するためのあれとして、みんなそういう目的でやっておりますので、いきすぎてやる点もありますけれども、それはまた急激にですね、どっからどうすべきだという問題じゃなく、やっぱりされる地域地域で「町長、簡潔にお願いしま

す」と呼ぶ者あり】考えていただきたいというふうに思っております。私の立場では、やっぱり目的を達成できるような飲み方をしていただきたいという方向で進めたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 次に移ります。

産業振興による深刻な環境汚染についてですけど、先般3月1日南海の記事は町長もごらんになったと思いますけど、やはりどう考へても家畜排せつ物からの影響じゃないかということがですね、原因としては考えられると。

で、私がお願いしたいのは、こういう結果になっていますので、一番心配するのは、10年20年30年後、家畜を飼育する農家の皆さんですね、長い間に渡っていわゆるこの産業をきっちり育てられる環境をまず、つくるべきじゃないかと。私、それがつくってね、一番原因としてこういう問題が出てくると思うんですよ。こういう問題をいつまでも放置してですね、家畜農家ですね、繁栄は、僕は与論町の繁栄もないと思います。ということは、畜舎のつくり方とかそれに対し、それから糞尿の処理のあり方に対してもですね、国や町に、県や国に対してですね、尿に対する対策、いわゆる畜舎のあり方についてですね、ぜひそのいろんな制度とかをですね、要望していただきたい。また、そのためのいわゆるモデル事業をね、与論独自でしてもいいじゃない。畜産農家を何軒かピックアップして、その農家の糞尿の処理の仕方、非常にこういうすばらしいやり方をやってるんだと、いわゆるモデル事業、提案事業をつくって、それを県にも国にも提案していただきたい。

一つ、私はそれをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

町長と産業課長、お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 新聞を見まして、私もびっくりしたんですが、中間報告の中では全くそのあが見られなくて、栄養分が多いから海藻が育つんだけれども、与論町では全くそういう汚染がなくて、わからんけれどもという中間報告を受けた後からですね、その新聞が出まして、私、非常にもうびっくりしたわけですが、ただ検査の結果はそういうふうに出てるというのもう間違いないわけでありまして、私として、私の立場としてはですね、環境保護という立場からも、ぜひそのことは徹底してやってまいりたいと思っております。

汚染は牛だけじゃなくてですね、生活排水の件もあろうかと思いまして、ただ現在私ども合併処理槽の件につきましては、希望者はもう次の年は100%それが実現するように、今までやってきているわけです。与論が一番ですね、農業集落排水

に。

〔「これだけに絞って、簡潔に言ってください」と呼ぶ者あり〕

○町長（南 政吾君） 後ろ、言葉を、今度はまた頑張っていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 産業課長。

○産業振興課長（池田一郎君） お答えいたします。

畜産糞尿の処理対策につきましては、以前から喜山先生の方からいつもご指摘をいただきて、私たちも農家の指導はその都度職員とともに、現地に行って垂れ流しがないように、あるいはまた悪臭対策等を実施してきましたけれども、今後の対策といたしましてですね、当面は今資源リサイクル事業で堆肥センターの熟成化も今度できてまいります。今まで取りに行きたくても取りに行けないという状況がありましたけれども、今後は小さい規模の農家からも取って、これからはそういった適正処理をしていきたいということが1つ。

それから平成、今畜産の敷き料が非常に不足しております。それで鹿児島大学の方に一部は牛の飼料そして一部は敷き料に回せるようにということで、今その大学の方に研究をお願いいたしまして、今度平成22年か23年度に、この資源リサイクル事業で持ちまして、さとうきびの集中脱葉施設を設置してまいります。そうしますとそこから出るはかまを牛の敷き料として、給水、牛の糞尿の吸水材として使っていきたいということで、今その方向で大学の方とも調査・研究に入ったりして、一緒に取り組んできておりますので、そうした家畜尿はですね、とにかくもうすぐ糞尿を適正に堆肥センターに持ち込んで適正処理する。そして余った窒素の肥料についてはまた、島外へも持ち出しをするという、販売をするというような考え方で、今後進めてまいりたいということを考えております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 課長は大変畜産関係でご苦労されて、もういろいろな問題が出てることですね、私も重々承知しております。今のエネルギー問題にまつわる穀物関係とかですね、畜産業界を取り巻く経営環境が更に厳しくなるんじゃないかなということで、非常に懸念されています。

私が前にも言いましたけど、やはり経営を圧迫するのは設備投資ですよね。装置産業ですよね。前、観光関係で、結局観光業界が今どういう散々たる状況に陥られているかということは、もうあえて述べなくても皆様ご存じだと思います。結局、設備投資というものが、いかにその経営に大きな影響を及ぼすかということはもう身を持って、与論の歴史も、大きな歴史がきてるわけです。それと同じように畜産業の中にもですね、畜舎をつくったり、さまざまないわゆるそういう糞尿対策だと

かに対して、投資できる余力があるはずがありませんよ、それは。

だから、だからこそ県や国とどういう形で連携した形で、その対策にも講じた形の制度や事業を考えてもらいたいか。それを私は強く述べてるわけです。

町長さん、それで今特に環境問題は畜産業のみならず、一般市民の生活はもちろん観光にもですね、大きな弊害をもたらしとります。で、問題をもたらしかねない状況にあります。これは3年前4年前から、与論のいわゆる周辺海水が非常に、極めて危険な状態にあるということは、指摘されていましたけど、それが公にならなかつたので今日まで至っていますが、一つ町長、産業課長とですね、強く、このことについてはモデル事業なり与論町独自でできる方法があればですね、それを一つ町長が提案して、産業課の方で提案してですね、何とかやっていける方法はないか、その辺の心意気はあるかどうかだけで結構ですので、町長お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） やってやれないことはないと思うんですよ。いや、できるという信念がなければ、誰も前に進まないんですね、やります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） すばらしいご意見、答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、続いて2番の認定こども園についてですね、移させていただきます。あつ、ごめんなさい。

3番ですね。役場の人的資源の確保について、質問します。先般、もうはつきり申し上げますが、用務員の件で、与論町長名と教育長の名前で、いわゆる配置転換に伴う文書が、いわゆる与論町行財政改革の推進について（依頼）という文書が回ってきたようで、これは教育事務局長からいただいたんですけど、その希望を取ったりとか配置するときにどういうやり方でやってるかということでお聞きしたら、こういうのが今回は出でますということでいただいたんですが、いろいろありますて、結局最後にはですね、後任については臨時職員で対応予定ということですね、書いてるんですよ。で、現在、正規職員をその場所から移動して、これは町長部局になるということであるんですけど、今の方を異動してから、また臨時職員を、これ採用することになるんですか。どういうことですか。

教育長。

○議長（町田末吉君） 教育長。

〔「簡単にお願いします」と呼ぶ者あり〕

○教育長（田中國重君） 簡単に述べます。

正職員で対応してることとは、極まれに、ほとんどありません。で、この後

1年間で宇倹村が1人だけ残ってるだけで、後はみんな臨時で対応してるということ。

[「はい、もう結構です」と呼ぶ者あり]

○教育長（田中國重君） それに準じております。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） あのですね、私は大島のことは何も聞いてない、与論町の役場職員のことを聞いてるんで、私が今申し上げたいのは、役場職員というか、方々がですね、こういう形で、こういう文書で配置転換されたら本当にやる気を失うんじやないか。これはここだけの問題じやないですよ。全体に渡って。で、どういうその人員配置のあり方とか、もちろんそりや上司のもちろん勝手というか、人事権ですから、それはそれで結構なんんですけど、その辺についてですね、コンセンサス、場内でのコンセンサスがどういう具合に取られているか。

そして職場で働く皆様方は、一つのある意味では労働者です。彼らがどういう考え方を持ち、また仕事に対するモチベーションを持って頑張ってもらえるか、それは即、本町のある意味では生死にかかわると、そういう意味でのですね、与論町の持続発展に向けたていう項目の中に、今の慣習の見直し、産業振興による環境汚染、環境問題、で3番、役場の今的人的配置、そして年齢構成など、将来の役場の組織としての運営に対して私は非常に懸念を持ったために、この1項目を設けたわけなんですが、特に町長にお尋ねしたいのは、もう再三今までお聞きしましたけど、今の課の統廃合ですね、これはもう少し改めるとか、別の方策を考えるおつもりはないのか、またできないのか。その理由はですね、ここに町民生活課長を前にして言うのも何ですが、まあ町民生活課長の担当分野の広さ、そしてそれから教育委員会の事務局長の下にする管理の広さ、それから今いわゆる管理職になってもいいような中間管理職の年代の構成比率の高さ、その辺からも兼ね合わせて、もう少し今のベテランの皆さん方を、こううまく活用ってまあ失礼にあたるかもしれないけど、もっとモチベーションを持って、こう切磋琢磨でやるような環境をつくった方が、私はいいんじゃないかと、そういう感じがするんですよ。

で、その点については、町長、いかがでしょうか。今の課の統廃合を見直して、新たな南町長らしい、いわゆる組織・形態のあり方をですね、提案していただきたい。それを要望するんですけど、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） あの、組織の改廃については、これ以上大切なことないんでですね、「いや、間違えた。やり直し」ということが全くきかないことだと思ってお

ります。そういう点から、逆に言えば、非常に臆病的な考え方になるかとは思っておりまますけれども、しかし今現在世の中の進んでいる方向性というのは、合併しかりで、統廃合しなければその人件費に対する対応が全くできないという状況にありますですね、今のところは逆に、分散はもう考えられないということになっております。

与論町の財政を見ても、もう年々4、5人ずつ、結局職員を減らしていくかなければならない状況にありますですね、それをカバーするには統廃合によってやるしか方法がないという考え方、その他の、私の能力がなくてかもしれませんけども、見つけられないというのが現状であります。もう、私もその点ですね、その職員一人ひとりの能力を発揮するのにはどうしたらいいかということでは、首長仲間から成功してるところ、いろいろ相談してるんですが、ご指導いただいたりしてるとすけども、結局統廃合はどうしてもしなきやならないということで、その方向に全部向かってる状況であります。

しかしながら、それだけに甘んじることなく、いろんな方法を検討し続けるということは、もうこれは必ず必要なことあります、今後いろんな角度から検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） その時その時代のですね、人的資源の問題とかさまざまな要素があると思いますけど、その必ずしも合併・統合ありきということもどうかと思うんですよ。だからこそ与論町は合併しないで、与論町だけでやりましょうということで合併しなかったわけですから、だから今の組織のあり方、給与の問題、さまざまあると思いますけど、必ずしも給与、待遇を、こういう時代だから、給与、待遇で面倒見てくればということですね、現場の皆さんもよくわかっていることで、そういうことではないと思うんですよ。もう少しそれぞれに責任を分割して、責任を持たして、それぞれ責任を持たすことによって自己啓発も行われるでしょう。そういうある意味では、仕事への誇りというか喜びを感じさせてもらうためにも、ぜひ一人ひとりの責任を持たして、島の発展につくすためにも、ぜひその課の、むしろ課の分散ですか、を考えていきたい。

町長に、これを強く要望しておきます。

時間がないので、2番に移ります。

認定こども園についてですが、今教育長から答弁いただきましたけど、私が申し上げるのは、民営と公営の、いわば状況にありますけど、公営のサービスのあり方をもっと充実して欲しいというですね、やはり町民から強い要望があるわけです

よ。そのためには、それこそ今町長がおっしゃる保育園の統合も認定こども園の統合もあってしかるべきだろうと思います。

そのことについてですね、今予算の都合とかいろいろとありますということで、答弁もらったわけですが、この公営こども園のですね、いわゆるサービス向上、その辺についてはいわゆる計画とか、予定とかはどのような形になっておりますか。

簡潔に答弁、お願ひします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ご存じのよう、与論町には3つの公立保育所、そして、1つの民間の保育園がございます。要するに4つあるわけでして、これがお互いにですね、公立施設としてあるいは民間施設として、お互いに切磋琢磨しながらですね、ライバル意識を持って良い方向に向かって、お互いに頑張っていくと。

〔「与論町の方針を聞いてるんだよ、どうするか。どういう計画があるか聞いてる。なきやないでいい」と呼ぶ者あり〕

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい。町長がですね、施政方針あるいはその関連の中でお答えしたかと思うんですけど、まず認定こども園ということで、今度2カ所の公立保育所でスタートいたします。当然、それには幼稚園も含まれてまいりますし、あと来年度以降近い将来に茶花を、茶花の保育所も認定こども園に向けて、計画をしてるということで、認定こども園の方にシフトする方向で進めております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） だから近い将来という、その漠然としたじやなくて、どういう計画があるか、聞いてるんですよ。

いつまで、何をするか。そして今認定こども園におけるサービスを、何々をするかということをお答えできるか、できなきやできないでいいですから、それをお答えください。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 計画と申しますのは、まあ、5年後10年後あるいは30年後、いろいろあろうかと思いますけど、先ほどちょっと重なりますけど、認定こども園でこれから保育所あるいは幼稚園というのは、認定こども園に集約してやっていくということでございます。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） だから茶花の方はどうされるんですか。その予定でもいいですから、お聞かせください。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 茶花につきましてはですね、町長がお答えいたしまし

たように、来年度以降、可能であれば来年度から実施に向けて検討してまいります。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） それでいいんですよ。ありがとうございます。

次の離島地域出産支援事業のですね、子育て支援についてですが、この離島出産の子育て支援についてですね、簡潔に町長の見解を伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今まで町単独でやってきたのは継続いたします。県にはですね、算定の仕方、はじめてですのでまだ内容、しっかり定まっていないようありますけれども、算定の仕方がおかしいということで、妊婦が船で旅行することできないんじゃないのかということで、ちゃんとした飛行機の運賃とか考えられんかということは、すでにもう申し上げてはあるんですが、内容充実に今後努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 郡島の議員大会の方でも、子育て支援についてぜひ推進するようにということで、議決され、そのことがここで着実に一歩であります、実施されたと思います。

しかし、内容を開けてみるとですね、そんなに、もう少し欲しいといったところなんですが、これはですね、3月12日のですね、沖縄の琉球新聞の久米島と多良間の補助金なんんですけど、結局離島におけるいわゆる出産支援あるいは子育て支援はですね、本当に切実に考えていただきたいと。先日もあるお母さん方と2、3人と話をする機会があって、いろいろ話したんですけど、やはりもう子どもが病気したら沖縄に2回通って、それをもう半年も続けてるんだと。それで、もうどうにも家計がもたんと。それで、お陰様というか、この方が看護士をされてるもんですね、お母さんが手に職を持つてから、もう沖縄に引っ越ししようか、そういう話がもう出てる状態なんですね。で、私が言うのはこの子育ての環境とか、いわゆる乳幼児の医療費、まあ少なくとも小学2、3年生までは病気が多いわけですから、いわゆるその辺の医療体制、その辺もですね、本当に真剣に深刻に考えないですね、私たちはこの島は土台から損なわれるんじゃないかと。この新聞にもありますようにですね、各島々はいかにそのお母さん方を島にとどめようか。彼女たちが島で生活できるための子育て出産をいかにやるかということですね、もう全国で競争ですよね。その中で与論島がどうあるか、それも一つの与論島の島おこしの重要な要件だと思いますので、ぜひこの出産支援、子育て、それからいわゆる認定こ

ども園におけるお母さん方への支援環境、その辺についてですね、もう少し、今や  
ってないということではなくて、もう少し予算も検討もする必要があるんじゃない  
かと、非常に深刻にそう思いますので、町長、一言これについてお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 与論町単独でやっている5万円について、その金額の検討をし  
ようというときに、鹿児島県もそういう検討をしてるという話が出まして、その内  
容を見た上で、対応を考えるべきじゃないかということで課長と相談をしていると  
ころです。

実際おっしゃいますように、今私どもが期待した内容から大分差がありますので  
ですね、今後また内容の充実を県に訴えるとともに、私どもの対応も検討してまい  
りたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 持ち時間2分前ですので。

はい、3番。

○3番（喜山康三君） それから公共交通機関についてなんんですけど、これはいわゆる  
委託業務なわけですよね、町長さん。いわゆる補助金をもらう仕事ではなくて、委  
託業務です、なわけですよね、与論町が。公共工事、バスについて。

ですから、やはりこれについてですね、行政側としての経営のあり方とか、運行  
のあり方、いわゆる収益アップについてですね、今までないがしろにしてきたんじ  
やないかと。もう少し行政のほうから積極的にそれを進めるべきだと思うんですけど、  
それにだけ、一言だけでいいですからお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後はですね、いろんな機関をお願いして、検討していただき  
て、指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 最後に、光ファイバーに伴う事業についてですね、見解を求  
めたかったんですけど、一応問題点を指摘してから、これで私も終わりたいと思  
います。

1、先般行われたインターネット事業の反省ですか。問題点はなかったかということ  
は、それから与論町に入り込む線路の容量・スピードに問題はないかということ  
です。これは、町長、お手元に配ってありますか、これ。配ってあります。島外か  
ら与論に入るそのいわゆる情報量について、そのシステムについてかなり問題があ  
るんじゃないかな。そのことについて、今後検討していただきたい。十分精査、調査  
されてください。

それから一部利用者のサービスのためにですね、町が膨大な予算を投じる結果に

ならないか、非常に懸念しとります。

5番、公共施設を主に敷設するが、前回と同様、利用活用されるのか。対費用効果に疑問がある。6番、見込み需要による投資と、実質加入の減少により、いわゆるN T T さんになるか、委託、I R U 契約ということですけど、そのことについての逆ざやになってきて、N T T さんが赤字になったらその点を町が負担せとの問題が起きてこないか。

その契約についての精査についてですね、ぜひ慎重に検討していただきたい。今早急に光が必要とする個人があった場合ですね、何軒あるのか。それから現在、私がわかりませんけど、一応この路線で調べたものがありまして、現在も与論町内で光がサービスされてわけですよね。どうしても光が必要な業者はそのサービスが何でできないのか。N T T に対して、その点についてきっちと回答を聞いていただきたい。

それから与論庁舎内の通信を一新する必要があると思うんですよ、この役場の中をですね、いろんな交換機とか。その辺の新たな負担があると思いますけど、その辺に対する予算枠は十分なのか、非常に心配しています。だからその庁舎もこれだけ危険な建物といわれてるわけで、これだけの設備してからまた建て直すといつたらまた大変だと。他にもありますけど、一応光ファイバーに対する疑念についてこれだけ申し上げておきます。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。もう時間です、簡潔に。

○総務企画課長（元井勝彦君） ただ今のことですね、また今情報化計画策定委員会も実施しておりますので、その中でも十分に検討して、間違いない方向で進めていきたいと思います。

○3番（喜山康三君） 最後に。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） この事業も相当な金額掛かって、2年度にまたがる事業です。非常にこういう財政折の中ですね、きっちとその効果が、対費用効果が発揮されるよう、きっちと精査して、調査して行われることを要望して、私の一般質問を終ります。

どうも、失礼します。

○議長（町田末吉君） 以上で3番喜山康三君の一般質問は終わりました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時22分

開会 午前10時36分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、福地元一郎君に発言を許します。2番。

○2番（福地元一郎君） 最初にコースタルリゾートの飛散する砂対策について伺います。

コースタルリゾートのいちおき長浜の砂が冬の強風で飛散し、近隣の民家が迷惑を被っています。防風ネットの設置や植栽等の対策がとれないものかお伺いします。

次に光ファイバーについて伺います。私が平成17年3月の定例議会で光ファイバー網の導入を提言してから、丸3年が経ちました。今年は念願の光ファイバー網が構築される運びとなり、小中高における情報教育、IT関連の企業誘致、大容量の情報収集・情報発信等に弾みがつくものと大いに期待しております。2月3日の南海日日新聞にトップで報道されたこともあり、町民も注目し、内容を知りたがっております。

そこで、光ファイバー網の構築される内容、構築されるまでの段取りについて伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただ今の福地議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1の1について申し上げます。

与論港コースタルリゾートは、台風や冬季季節風等による越波・塩害対策と合わせ、海洋性レクリエーション機能向上の目的で岸壁・離岸堤・防波堤・砂浜・築山・植栽緑地等が整備されております。

今後、築山部分や平地植栽の成長により、塩害面や防風面の対策とともに、強風時の飛砂対策が低減できると思われていますが、今後より一層の防風防砂抑止対策機能が確保されるよう、行政・ボランティア連携してクサトベラ等の耐潮性樹木の積極的な植栽推進を行ってまいります。

また、近般の風波浪による砂浜の洗掘や後退縮小化は越波・塩害機能の低下につながることが懸念されることから、県に対し砂浜の保全対策施設と飛砂や植栽保全対策のための防風柵の設置要望を行っているところであります。

2の1について、お答え申し上げます。

基本的には、先ほど喜山議員への答弁のとおりであります。ご期待に添えるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） コースタルリゾートに関しましては、この間の建設課長の現

場での説明でもありましたけれども、工事をやっていく方向だということでしたけれども、改めてもう一度建設課長にお聞きしたんですけども、この工事は今年中に着工する予定があるのか、ないか、それをお伺いします。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 今年中にできるということではございませんでけれども、一応県の方に要望書を挙げてございます。で、去る3月の6日にですね、今般の飛砂の後に一応県の、沖永良部の方に上りまして、そのような要望を行ってきたわけですけれども、要望書としてまた提出してございます。

それからそのやっぱりそのまだあのう、何て言いますかね、あのう植栽がですね、非常に手薄なところがございまして、それとその築山がちょっとまあ、切れてるところもございまして、そういった対策を具体的に県とも、もう少し細かいところまで協議しまして、今後県の方もまた予算でしか動けないので、そういったお願いをしながら、一つなるべく効果的な対策を取れるよう努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） 本当にですね、そこの近隣の住民はですね、もう去年もうこれ問題出まして、去年私が実際片付けた経緯がありまして、去年の場合はまだ工事中だったもんですから、完成したらもう飛散するのなくなるだろうと予想していたんですけども、実際完成してみてもですね、やはり砂が細かいせいか、やっぱり北風が強いせいか、すごくやはり強風に砂があおられてですね、サッシを閉めても中に入ってくるという状況がございましてですね、ぜひ早めにそれを進めていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） コースタルリゾートの計画はもう先ほど申し上げたとおり、目的あるわけですけれども、潮の代わり今度は砂が飛んできたということで、地域住民大変ご迷惑かけていましてですね、大変恐縮してるんですが、あの設計時代にその砂の飛ぶ問題についてですね、植栽の時に、非常に強くお願いした経緯があります。と言いますのは、飛ぶところから植栽始めないと、見るというのはもう二の次であってもらいたいと、いわゆる波とかそれから砂の問題を解決するようなのを優先していただきたいということで、直接会合の中で、私何回も申し上げたわけあります。また植樹についてはどうしてもモクマオを植えないと空の上から舞っていくのを防ぐ、砂を防ぐのはもうモクマオ以外ないと。これはもう外来種で、非常に植物としては最低かもしれないけど、生活守るのはそれしかないんじゃないかということで、いろいろと検討をお願いしたりしたんですが、モクマオについては現地

の方々が賛成していただけなかったという点もありましてですね、あれしたんすけれども、早急にですね、予算的に必要な部分についてはちょっと時間が掛かると思いますが、担当の方はもう非常に必要は、早期に必要だというのは認めておられます。しかし、それ予算が付くかどうかというのは、当初予算の中には載っていないわけでありまして、補正で組めるかどうかという問題になっているわけですけれども、早急にやりたいという形で、答えをいただいているわけありますが、その間にできるだけ早くですね、いろんな角度から町サイドでボランティアなんかをお願いしてできることは、もう早急に植栽を始めないと、クサトベラの方はですね、早急に始める必要があるんじやないかと思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） 今ね、町長がおっしゃったように、本当に植栽に関してもですね、今これ推進委員会の中でも、植栽に関しては地元にある植物、アダンだとか、そういったクサトベラとかですね、そういったものをやっぱり植えるようにということを要望したんですけども、やはり実際できあがってみますと、もう鹿児島にある落葉する木しか植えてないわけですよね。そういったことで、やはり砂のやっぱり飛散する防止対策にならないと思いますので、植栽に関してもやはり地元にあるアダンだとか浜辺に生えているような草木をですね、植栽するように進めていただきたいと思います。

次に移ります。

光ファイバーのことについてですけども、私が聞いたかったのは、どこから予算を持ってきて構築するかということではなくて、どのようなシステムでやるかということだったんですけども、そこで総務企画課長にお尋ねしますけども、この構築の方法はF T T H方式のS S型、いわゆるファイバー・トゥ・ザ・ホームのシングルスター型でよろしいですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） そのとおりでございます。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） F T T H方式のS S型というのは、皆さんご存じない方もいらっしゃると思いますので、時間もたっぷりあることですし、ゆっくりかいつまんで説明しながら、私がこれに関する提言をしたいと思いますのでお聞きください。 まずですね、F T T H方式といわれるものは、要するにセンターから直接家だとかそういった公共施設にファイバーで線を引いてインターネットをやり取りするという、例えて言うならば、電話の親機があつて子機が全部1本ずつ線でつながって

いるというその方式がFTTH方式のシングルスター、1本の線でつながっているというやり方なんんですけど、これは大変すばらしいことだと思います。1本の線からこういろいろやるのには問題があるんですね、このやり方だとやはり機密性、秘密が守りやすいということで、もれにくいということと、後やはり直接やりますから、高速のインターネットの構築ができる。また、親機を、センターを通してやり取りするので地域のインターネットが形成しやすい、構築しやすいという利点があります。

そこで、構築するにあたって問題は何かというと、NGN、要するに、ネクスト・ジェネレーション・ネットワーク、今のシステムじゃなくて、次世代ネットワークと言われるシステムに対応してるかどうかが問題になってきます。これまでのインターネットのシステムと次世代インターネットの違いというのはどういうことかと言いますと、これまでセンターや家庭を1本の線でつなないで、パソコンでインターネットするわけですけども、現在は地上波デジタルテレビだとか携帯電話だとかモバイルPC、いわゆる持ち運びできるパソコンだとか、そういうのでも、インターネットがもうできるわけです。家において光ファイバーをテレビにつなげばテレビでインターネットができる、テレビで通信もできるという、もう時代になってきてるわけです。ですから、もうこのNGNっていうのは今NTTが進めてる切り替えを始める方式なんんですけども、これに対応しないと、今後今までのネットワークで構築しても、また追加で多額のお金を町が負担しなきやいけないという状況が起こってくると思うんです。ですから、ぜひ構築するに当たっては、NGN対応というのをお願いいたします。

それと次はですね、NTT西日本の局舎が叶にありますけれども、喜山議員のさつきのいただいた資料にもありますけれども、NTTの局舎から役場まではもうすでに地下ケーブルで光ファイバーが敷設されております。で、そこで問題なのは、センターをどこに置くかということです。

課長、この先ほどの答弁の、喜山議員の答弁の中に局舎はこの役場の中に置くつておっしゃってましたけど、それ事実ですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 今ですね、策定委員会を設けまして、その中でいろいろ検討をしております。役場に置いた場合、その停電とか、そういうことも懸念されますし、またNTTの局舎の中に置いた場合には、そのコストが掛かるということで、策定委員会の中であと2回ほどございますので、再度検討しましてそのコストとまた安全性の面から検討していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） コストの問題がでましたけども、その場所を局舎の中に置くのと、そこに3階のコンピュータ室に置くのと、そのコストだと思うんですけども、実際このサーバーというのは1メーター四方の縦型のものですから、そんな場所をとらないわけですね。で、私がなぜ局舎内に置いて、そのサーバーを置いて欲しいかというのはですね、もうすでに向こうの局舎にはもう光ケーブルが引き込まれているわけです。で、先ほど言ったようなFTTH方式いわゆるセンターと各施設を直接ケーブルで結ぶ方式だと、やはり中心にあった方がいいわけですよ。で、もう一つはサーバーは停電したら困るということです。で、その叶の局舎は絶対停電することはありませんから、というのはAC・DCの電源がちゃんと確保されていて、停電が起こってもすぐもう電源は供給するということと、ここの役場に置いた場合にはまた、局舎から線をずっと、こうケーブルを役場まで引っ張ってきて、そこからまた各施設に配線をしなきゃいけないという、そういう経費の無駄があるということと、もう一つはやはりこれはIRU方式で、要するに町が施設をそういったを、お金かけて構築して、それを民間で管理運営するというやり方が、IRU方式ですから、それでやった場合に局舎に、どこが、まあNTTとかどこの業者がこれをやるのかわかりませんけども、仮にNTTだとすると、NTTの局舎にそのサーバーを置かれることは非常に嫌うわけです。なぜかというと、責任問題が出てくる、管理問題が出てくる。何かあったときに、その局舎があるとやはり責任がでてくると。役場にあれば、責任逃れができるということが出てくると思います。だからぜひ、それは、これはですね、局舎の中にサーバーを置くような交渉をしていただきたいということでございます。

次にですね、今度引っ張ってくる光ケーブルというのは100メガbps、要するに1秒間に100メガの情報を一気に送れるという高速なインターネットですけれども、現在与論では12メガのADSLというインターネットができる環境にあるわけですけれども、そのADSLの場合には5キロから超えると極端に速度が落ちるという欠点がありまして、実際ADSL、全島にそれは敷設されていますけれども、実際その赤崎だとか那間だとか局舎から離れたところは、もう12メガどころか、1メガも出ない大変遅い速度でやっているわけです。それだからこそ、光に変える意味があるわけですけれども、光でも100メガ持ってきても数が増えることによって速度が落ちてくるという、やはりそれはもう現実あるわけです。例えば10ミリの水道パイプがあって、そこに水を流してみると。それで蛇口をひとつ付けて開けると1分間でバケツに水が溜まる。だけどそれに1つ2つと追加していくと、もう10個も蛇口を付けて、全部開けた場合にはもう1分どころか2分とか3分も掛からないと水が溜まらない。その状況が光ファイバーでも起こってきます。

ですから、だんだん加入する人が増えてきてたくさんになってくると、最初は 100 メガで出てたのが、もう 10 メガも出ないという状況が起こってくるわけです。で、それを回避するにはどうしたらいいかというと、要するに NTT に帯域保障、帯域保障っていうのは、例えば 100 メガだけど 100 メガ出ないだろうから 50 メガにしよう。50 メガの帯域保障というと、どんなことがあっても 50 メガ出すようにしますよという保障なんです。それをやると NTT は、じゃ速度が遅くなつてきたら、もう 1 本別にまたケーブルを引いてくるしかない。そうしないとそれが保障できないですから。だからそういったことで、その帯域保障というものをやっていただきたい。それ、いずれそれは IRU 方式でやった場合には、これ構築して終わってから 10 年スパンで契約を行っていくですから、この構築するには国の予算、補助金ができるわけですが、後の管理・運営というのは、やはりこの町、あるいはまたそれに加入してる個人に負担がくるわけです。そういった負担をすべて住民が負う、また町が負うじゃなくて、やはり管理・運営する企業にもある程度の負担をやってもらうためには、その帯域保障というのが必要になってくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします、帯域保障。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） あのうですね、その点につきましては I ターン者からもですね、100 メガ来るのという話がございまして、NTT の方にも問い合わせてみましたら、今現在鹿児島市内とか東京、大阪でやってるようなサービスの程度の速度は担保しますよということでございまして、具体的に数字を聞きましたら 50 以上は必ず出るようにしますという話でございまして、その点は 50 以上は担保していただけるものと思ってます。

○議長（町田末吉君） 2 番。

○2 番（福地元一郎君） じゃ、ぜひですね、NTT では実際 50 メガの帯域保障というのもやっているわけです。ですから、ぜひ与論においてもですね、その 50 メガの帯域保障、50 メガあれば十分動画も見れて、東京の映画テレビがもう瞬時に与論でも見れるですから、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

次にですね、やっていただきたいのが、島内業者を育成してほしいという、工事においてですね、光ケーブルが構築されても台風で切れたり電柱が倒れたりですね、した場合には島でそれを直せる業者がいないとですね、もう 3 日も 4 日も鹿児島また大島あたりから沖縄とか、よそから業者が来るまではもうシステムがストップしてしまうと、こういったことが起きてきますから、ぜひ島内で工事が、光ケーブルのつなぎとか、そういったまた電柱を立てたり、そういったことを島内の業者ができるようにぜひ育成を図っていただきたいと思います。

それと次はですね、そのやはり2年で4億という高額なお金を投入するわけですから、やはり業者をですね、目に見えないところでいろいろ金額を上げてくる可能性があるわけです。ここから敷設してある線だとか、そういう機器は見えるからいくらだつて言えるんですけど、その中の部分、ソフトに関する部分とかですね、いろんなところでお金を高く設定してくる可能性があるので、ぜひそれを避けるためには、町の中に、役場の場内の中にですね、わかる人を一人付けていただきたい。そういういろいろ交渉する段階だとかですね、設計の段階から入って、それを構築し終える21年度末までですね、これに専従しておいてもいいと思うんですよ。それだけの高価な金額が、4億掛かって、その後10年間21年度終わって22年度から10年スパンで管理運営されていくわけですから、やはりそういった町の負担、住民の負担がないようにするために、やはり専属の職員をですね、配置してほしい。幸い、役場にはもう本当ネットワーク専門の方もおりますので、そういう方をぜひ専従で置いていただきたいと思いますけど、町長その点は。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。

その職員については、前向きに検討させていただきたいと思っております。

それから先ほど、島内の業者育成、台風等があったときの、業者育成についても検討してまいりたいと思っておりますが、これが適応するかどうかわかりませんけど、ニュースとしてお聞きいただきたいと思いますが、今まで九州、私ども与論町にまいります九州電力は実際台風が起きますと、九電工を中心とした形で、支援部隊を組んでやってたわけですが、今回ですね、九電の発電所の中の発電自体の実務部隊は、九電の子会社がやりまして、外の電柱関係は島の業者が、全部九州電工の代わりにやることに、この4月1日からなることになりました。そういう点もありますし、合わせてこの光の問題についてもですね、それがどういう機関で対応ができるかというのを検討してまいりたいと思います。もし、島の業者ができるようであればまた、ぜひそれを進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） 最後の方になりますけど、それとですね、21年度の事業ではこういった公共施設を結ぶわけですから、これはまあ問題ないと思うんですけども、問題はまあ21年度に行う民間の加入者を募って、それぞれつなぐわけですから、その時に今現在ADSLは720世帯加入がありますが、同じような金額の設定になるわけですから、そのADSLに加入している720世帯は加入すると思うんですけど、それ以外の加入者数、その数の設定の仕方によってはまた今度管理

運営にもまたいろいろ問題が出てくると思うので、早めにですね、個別のアンケート調査を実施して実態調査、また加入者する、希望する世帯数をですね、把握、それを調べる必要があると思うんですよ。3年ほど前ですかね、私も実際それを、1回アンケート取ったことあるんですけど、やはりこのアンケート取るにしてもただ週報と一緒に回しただけではね、もう回収できないわけですよ。で、やはりアンケートをとるためには、ある程度この光とはどういうものだと、インターネットどういうものだという説明ができる方で、やはり1軒1軒回ってそれを取ってくる必要があると思うんですよね。ですから、来年21年度にそういういったインターネットの構築を考えているんであれば、もう今年すぐにでもですね、始めて早く加入者、希望者を把握していただきたいということです。

最後に、実際岐阜県の中津川市とか福岡県の浮羽市とかは、やはり同じような事業を持ってきて、もう構築して実際それを運営してるわけですね。ですからぜひその、そういうところに職員を派遣するなりしてですね、構築した後の問題点、構築するのはもういいですから、構築した問題点ですね、そういうものをぜひ早く調べて、それを契約時に活かすようにしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのようにしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（福地元一郎君） はい、2番。

はい。今提言に対してですね、やっていただけるということでしたので、もう早くインターネットが構築されて、与論の本当に企業がですね、いろんなIT企業が来ることを祈念して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で、2番の福地元一郎君の一般質問は終わりました。

次に、進みます。

10番、麓才良くんに発言を許します。

10番。

○10番（麓 才良君） 第1回定例会における一般質問をいたします。

まず、第1点として、地球温暖化対策ということを中心として論議をさせていただきたいと思います。

ご存じのように、昨今マスコミ等お互いの身の回りの中において、地球温暖化C O 2という言葉を聞かない日はないと思います。そこで本町においてもこの対策の推進を目指した島ぐるみの仕組みと仕掛けづくりについて、お伺いをいたしたいと思います。

第1に、地球温暖化対策の推進に関する法律ができましたので、その規定に基づき、防止活動の実行計画の策定が義務づけられております。本町においても、新年度の予算の中において、その策定へ向かっての取組みが示されております。そこで、この策定に向かった計画の取組みについてお伺いをいたしたいと思います。

次に本町におきましては、これまでにも今基盤として進めております第4次与論町の総合振興計画、並びに環境総合計画及び新エネ・省エネのビジョン等に基づき、取り組んでいるところであります。その中において、環境マネジメントシステム ISO 14001の島ぐるみでの策定等も、総合振興計画等の中に取り組まれております。

また、新しく義務づけられました法律の中においても、エコアクション21等の取組みについて、規定がなされております。そこで、その取組み等についてご見解をお伺いしたいと思います。

更に、クリーンエネルギー等の未利用資源の利活用について、これまで議会並びに各部局で論議を重ねてますが、その利活用について更なる調査研究をされて実施計画の素案のため、町民に対しても、提案をし更にそれを深めて本町の一つの指針としてまとめ上げていくために、そのご見解についてお伺いをいたしたいと思います。

更に、そういう方向で進めていくときに、環境学習という子どもたちを含めた町民ぐるみの環境学習の観点というのは、この地球温暖化対策の側面として非常に不可欠な課題であると思いますので、その環境学習の推進についてお伺いをしたいと思います。

グローバル的な大雑把な観点からの質問ですが、このことは私どもがオンラインの島づくりを進めていくときに、我が与論をどうとらえていくかとの指針として、誠に避けて通らざるを得ない大きな指針だと思います。ましては、今般地球温暖化を柱にしたサミットが日本で行われます。その時に常々お互いが論議しているように、私たちの与論は非常に小さな島ではありますが、日本の国家を一つにまとめたような、まさにデモンストレーション効果のあるコンパクトにまとめたいろんな課題を抱えている島ではないかと思います。そういうことによって、環境容量が小さいが故にちょっとしたことで大きな影響を受ける反面、またお互いが気持ちを一つにして、一步踏み出すことによって大きなデモンストレーション効果をもたらす島であると思います。そういう観点に立って、私どもがこの地球温暖化という流れの中で、総合的な対策をまとめいく手立てを、論議をさせていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただ今の麓議員の質問にお答え申し上げます。

まず、1の1についてお答え申し上げます。

京都議定書の6%削減目標の確実な達成を図るために、地方公共団体自身が率先的な取組みを行うことにより、地域の模範となることが求められています。

このため、地球温暖化対策の推進にかかる法律第21条において、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減に関する計画の策定及び実施状況の公表の義務が課せられております。

残念ながら本町は、現時点におきまして、未策定でありますので、早急に策定作業を進めていきたいと考えております。

1の2について、お答え申し上げます。

第4次総合振興計画の戦略プロジェクトの一つに「環境の島づくり」プランを位置づけ、環境総合計画、新エネルギー・ビジョン及び省エネルギー・ビジョン等のいわゆる環境3点セットを策定し、総合的な環境政策を進めているところであります。

ご指摘の環境マネジメントシステムISO14001やエコアクション21等の取組みについては、環境総合計画等の各種計画との整合性を図るとともに、費用対効果面も考慮しながら、検討していきたいと考えております。

次に1の3について、お答え申し上げます。

本町には、クリーンエネルギーにとどまらず、さまざまな分野において、未利用の資源が豊富に存在しており、この未利用の資源の利活用は、地域振興という観点からも大変重要なことであると考えております。

のことから、これまで実用化が可能なものについて、各種調査事業や検討委員会等において検討してきたところであります、主な事例としまして、①海洋深層水②新エネルギー③海浜浴や海温水を活用したタラソテラピー等々があります。

その他、正式に検討会を立ち上げて検討はしておりませんが、④水道の浄水施設から排出される膨大な量の処理水⑤九州電力株式会社新与論発電所及び与論島製糖株式会社与論事業所から放流される機械等の冷却水に使用された温水⑥堆肥センターの作業工程の中で派生する高熱の利活用等が考えられるところであります。

これらを利活用していく上で、最も大きな課題は、事業化にあたっての膨大な事業費であり、各種補助金等を活用しても補助残が莫大であることから、町財政への負担は大きいものがあります。

また、民間の関係する資源については、それぞれの社内の規定等が存在することから、一朝一夕にはいかない難しい点がありますが、鹿児島大学与論活性化センター、九州大学及び高知大学等の研究機関と連携を図ることにより方策を検討するとともに、与論島珊瑚礁基金に全国から寄せられた本町に対する熱い思いを有効に活

用しながら、ご指摘の実施計画策定等も含め未利用資源の利活用について総合的に検討していきたいと考えております。

1の4につきましては、教育長の方からお答え申し上げます。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） （4）について、お答えします。

学校においては、環境教育という教科はございませんが、各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において、その特性に応じ、環境に関する学習が行われております。

例えば、社会科では「環境や資源・エネルギー問題など現代社会の諸課題」の学習。理科では野外での気づきや発見を学習に生かす自然観察や「自然と人間」などの学習。また、家庭科では、「資源や環境に配慮したライフスタイルの確立」など、各教科の特性に応じた環境学習を行っております。

更に、そのようにして各教科で学んだ知識や概念を、深化・発展・実践化するために、「総合的な学習の時間」で、身近な環境を調査したり、自分なりに実践したりする自然体験活動を行っております。

例えば、与論小学校の4年生では、与論の水という単元を設定し、与論先人の水を得るために工夫や努力を調べたり、限りある自然である水の利用の仕方について、自分なりに見直し行動に移す活動を35時間設定しております。5年生の「海になろう」では、海について調べ、伝統的な塩つくりの活動を通して、与論の自然と出会い、すばらしさを実感できる活動を50時間設定したりしております。

これから環境教育は、学校だけでなく、家庭や地域との連携した取組みが求められております。

例えば、茶花小学校では茶花自治公民館の町館長を中心、「えひめA I」という環境微生物を使った水の浄化活動が、学校・家庭・地域の連携を目指してスタートしております。具体的には、教育委員会の川崎指導主事の指導で、先日3年から6年の全員が発達段階に応じ「えひめA I」の特性を学びながら実際につくり、家庭へ持ち帰っております。公民館でも「えひめA I」をつくり、地域の方々に配布する予定のようあります。

また、教育委員会主催で毎月1回実施している先生のための理科実験教室の2月の講座で、三小学校の先生方には、作り方講習も行っておりますので、今後は、このような地域・家庭・学校が連携した取組みを更に広げていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） ただ今ご答弁をいただきました中にございますように、まさ

しく私どもの与論は、小さいながらもいろんな可能性を秘めてる島だということを、お互いに実感されたはずです。また、それに向かってそれぞれの立場、個々に実践されてる例も、今ご報告をいただきました。されど、しかしながら、そういうものを集約して、どういうふうにお互いの町民を基に、内外にアピールしていくかということについて、今一つ私どもは論議を重ねていく必要性があるのではないかというふうに思います。そうしたときに、無手勝流では、戦になりませんので、その目標として掲げてきたのが、総合振興計画におけるISOの14001であったであろうし、そしてまた今回国家が、国家基盤として今提案をしているエコアクション21とか、そういうものに沿ってまとめ上げていくという努力を、私どもがしてもよろしいのではないかと思います。そうすることによって、先ほどから論議がありました個々の施策について、一つのまとめたポリシーとして我が与論町における島はこうだということによって国家へ、世界へ、地球へ発信ができるんだという、そういうものすごい思いを抱きながら進めていく必要があるのではないかと思います。そうすれば、そこに対する予算的なもの、財政的なものというのは私どもがそういう思いを懸けたときに、今まで思いもつかなかつたところから一つの手が伸びて來るのではないかと思います。ましてや、今何が叫ばれているかというと、国の法的な予算と年間で持つて、年間で裁かなくちゃいけない、年間責任で対応しなくちゃいけないという、この地球温暖化について売買という、交換ということが持ち出されております。

今の段階では、私ども与論町が世界に冠たる環境の島と名を売つても、またそういう状況であったにしても、今法的にそういうシステムがなされておりませんので、そこからのお金と資金の流れというのはないかもわかりませんが、そのぐらいのハートを持って取り組んだ時に、私ども与論に対する熱い思いが、民間の方からも集まつて來るのではないかでしょうか。今私どもが一つに島の立場として求めていくところに、法的な予算と民間が今持つての課題に対する、その解決をしなければその企業が存続していくないという、このぎりぎりの立場に立つてこの民間資金というものを私ども与論に引き寄せていくことができないかという観点に立つことも大事ではないかと思います。そして、今本町においては、行政、民間の方々があらゆる角度からネットを張つていただき、企業誘致の形ができてまいりました。これは外部からの企業の誘致であります。そして、もう一つ、私どもが持つべき観点というのが、将来における企業を大きくする、雇用能力を増やしていくという、そういう観点も必要ではないでしょうか。そうすると今、町内にある企業に対して、もっと官民一体となつた施策の展開、官だ民だということを超えた島ぐるみでのそういう感覚を持つべきではないかと思います。

例えば、先ほどありました製糖で出るバカスを最先端の堆肥に転換を、転換をする。なぜその転換かというと、ご存じのように酢を酢酸のように、酢があるから堆肥に転換したときにバカスの持つ効用というのが存分に発揮される。それと開発の方は、なぜそれを大事なのかというと、燃費に変えてる。今まで私どもはクリーンエネルギーというと、電気というのを、私はその観点から考えておりましたけれども、熱という熱源という立場から考えて見た場合に、あのバカスというのを大事にされてる南島開発のこれまでの実績というのは、今地球温暖化に向けた一村一品という国を挙げた企画が今年ありましたね。その中で私どもも与論も、そういうものを今まで、私どもがそれぞれで努力してきた分野を、みんな拾い集めて整理すれば、この南島開発の持つバカスを燃費に変えたということは、ものすごい地球温暖化の観点から見た場合の、大きな評価がなされるのではないか。そういう観点から私どももバカスに対する評価、それでそれを取り組んでこられた企業に対する評価という観点を持つてもいいのではないかと思います。そうすると、バカスというのをもう一つもっと効用のある効果的なものとして転換していく場合に今持つての燃費としての対価を考えなければいけないわけです。そこに、質疑の時にちょっとありましたけれども、リサイクルセンターの破碎機というの、そういう一つの転換の代用にできないのかという考え方方が、前あったわけです。ところがその当時もっと効率的な破碎機を入れるために、予算が高額になるという観点があつて、この問題については、あまり論議を深めることなく予算という形で、今のような段階になってきたというふうに理解をしております。そういうこと、いろんな観点からお互いが関連づけをし、それを転換をしていく、そういう仕掛けと仕組みをお互いつくっていくという論点をもてば、もっとこの与論町にいろんなものが転がっているのではないかと思います。

そこでですね、もう大雑把な話ですので、一々ご答弁をいただくというのもあれでございますが、その中で環境学習ということについてですね、一つお互い論議をいたしたいと思いますが、環境学習というのは省エネとかそういう分野で国の施策の中において、施策として流れた分野があちこちに転がっております。その集約がまず大事だと思います。与論に昔からある与論ならではの知恵と経験があります。これを組み合わせなければ、国から流れてるものに沿ってやるだけでは、オンリーワンの施策としては反映されませんし、島外からも注目はされないと思います。そういうことで、この環境学習ということについては、もっとお互いに気持ちを入れて取り組んでいく必要があると思いますが、教育長、もう一度決意をお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） おっしゃるとおり、いろいろな施策がまだまだこれから考えられるだろうと思います。今、例えば花に水掛するときも一つの樹木から昔のススキをくくって、そこからタンクにためてその水を利用するとかいったようなこともありますんで、ああいった具体的なですね、昔の知恵というものを具体的な形で生かしていくという工夫、今後もいろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） ぜひこれをね、実際進めていくときに、どういう形でこれをまとめていくかという、そのやっぱり仕掛け・仕組み等をですね、お互いに一步進まないわけないと思うんです。ここでもう話し合いをして、論議をして、それで終わりということじゃなくて、このことが一步前に進むための仕掛け・仕組みというものを、ぜひお互いに頑張っていかなければいけないと思います。

例えば今ありました木から水を取るという昔ながらのあのシステム、あの中に前もお話を申し上げましたように、この枝葉に落ちてくる水がこの木の幹を通ってくる。それをいただくために、こういうふうに木の幹の回りをこうしながらいただきます。ところが、意図的にそうなっているのかわかりませんが、このシステムというのは、半分は木の根っこに落ちて半分だけしかいただけません。だから共存・共生という形がここにあるわけです。今私たちがこういうことを進めていくときに理念として、やっぱり共生という感覚を推し進めていく必要があるのではないかと思います。それが「人と自然が輝く」ということの、私たちの標語になっておりますが、そういう観点からやっぱ共生という一つの理念を、もっと具現化していく努力を私どもがしていく必要があるのではないかと思います。

そういう中で、認定こども園もできましたので、そういう中に高齢者の方々の知恵と経験をぜひ取り組んでいただきたいというのは、そういう観点からも結びついてくるわけであります。ユンヌフトウバだけの話ではなくて、そういう中に今私どもが忘れようとしているものを、やっぱり残していくということについてはやっぱりお互いの努力が必要ではないだろうかというふうに思います。そしてやっぱ一朝一夕に進むわけではありませんが、そういう理念を持ちながら、やっぱお互い私ども議会も行政もやっぱ、どのような仕掛けを掛けて、どのような仕組みをつくって、そこに町民の方々が頑張っていただけるかという観点から、ぜひこの問題について頑張っていこうではありませんか。

町長、お願いいいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まさに麓議員さんのおっしゃるとおりでありますて、実はこの件について私ども行政として、非常に立ち後れている点があると、非常に反省をし

ております。

それともう一つですね、この2、3年内で、この島が変わったのがですね、温暖化による水位の上昇ということで、ハキビナが一体がですね、去年の台風で波が畠のど真ん中、内陸部まで入りまして、普通の防波堤ではとてもじゃないけど対応できる状況ではないという状況に陥りまして、大変度肝を抜かれたわけあります。それを考えたときにですね、私ども島に今まで生活していて、この温暖化とか汚染という問題から非常にかけ離れた感じがしましてですね、身を持って直接我々自身の問題だという感が非常に薄かった、私も含めてそういう薄かった点があつたんじやないかと、非常に反省を昨年させられたわけでありますけれども、それですね、町民の方々にも全部熟知していただいて、特に子どもたちにもですね、非常に与論にも大きな影響があるんだというのを、学習面でも取り入れて、実際に現場があるわけで、見せながら指導していく必要があるんじゃないかと思っているわけであります。

私どもとしても先般、予算お願いしているわけでありますが、その地域の対策について、予算まで投じて検討する段階まできているということで、この温暖化、自然保護の問題についての重要性を心入れ替えて今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後とも、よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 逆に言えばですね、私ども与論が遅れてるという観点じやなくてですね、私ども与論は進んでる面もあるんだけれども、小さいながらにそれを集約しきれてないと。東ねて島の力に、まだでき得てないというところに、大きな問題点があるのではないかと。こういった大きな課題になればなるほど、その東ね方の問題になってくるかと思います。ですから、私どもが総合振興計画に、お互いにとんでもない発想かもわかりませんが、ISO14001を島ぐるみで取り組もうというのはこういうことだったんじゃないんですか。これが基本的には「オシリーワンの島づくり」の原点ではないでしょうか。私たちは遅れてるのではなくて「シートースアタラシドウ」ということではないでしょうか。そういうところお互いが東ねあってそしてそれをこうですということで、アピールをしていけば、私どもの与論町というのは誠にコンパクトにまとまった、これこそ見事なデモンストレーション効果を持っている島ではないですか。

交通をみてください。こんな小さな島に定期便が、船が上り下り、飛行機が鹿児島、奄美、沖縄、それで学校教育関係、今いろいろ問題になっておりますけど、3小1中1高、それで産業形態をご覧ください。観光があり農業漁業があり、こうい

う島がどこにありますか。そして、琴平神社に立ってください。朝、東を望めば登る朝日を拝み、ちょっと昼食をして夕方ダイヤミしながら西側を見れば、明日登つてくるであろう夕日を拝み、こういう与論が、こういう島がどこにあるんですか。お互にそういうところを、もっと大きな枠の中に締めくくってその中でお互いの発想を活躍の場を提供していくというそういう考え方をぜひ持ちたいということあります。そして、そのもう一つのお互いの危機意識の中の一つにこれを持ちたい思います。今私たちは浄水施設のおかげで、おいしい水をいただいております。石灰の話もありましたけれども、一応おしなべて安心して今私どもは水をいただいております。ところが、このおいしい水、安全な水、元を正せばまた元のままじゃないんですか。そこの元を正すためにも今私たちが論議をしてこれが大事なんじゃないですか。この浄水施設が耐用年数が来たときには、これの2台目をつくらないかん。これで、トウトウガナシ、ありがとうございましたということで、後は島そのものがおいしい水をいただける島に作り上げなければいけないと。ですから、そういうところからの危機意識も持ちながら、取り組んでいきたいものです。

以上で、終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、10番、麓才良君の一般質問は終わりました。

これで、一般質問を終わります。

3名のご登壇者の皆さん、ご苦労さんでした。なお、お二人の傍聴いただきました方、ありがとうございました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月21日本会議ですが、日程の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻までに、ご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

—————○—————

散会 午前11時37分

# 平成 20 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 20 年 3 月 21 日